

令和4年度 豊かなむらづくり全国表彰事業 関東ブロック事例集

関東農政局



稲倉の棚田保全委員会
(長野県上田市)



閑援隊
(栃木県佐野市)



中之条町農業担い手受入協議会
(群馬県吾妻郡中之条町)

令和5年3月

農林水産省

はじめに

「豊かなむらづくり全国表彰事業」は、農山漁村におけるむらづくりの全国的な展開を推進するため、優良事例の表彰を行うとともに、あわせて業績発表等を行うものです。

令和4年度は関東農政局管内の3県より優良事例の推薦があり、農林水産大臣賞を2団体が、関東農政局長賞を1団体が受賞されました。さらに、このうち「稲倉の棚田保全委員会」（長野県上田市）は天皇杯を受賞されました。

農山漁村地域は、国民に対する食料の安定供給を担うという重要な役割のみならず、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の重要な役割を果たしている一方、都市部に比べ、過疎化による人口減少や高齢化の進行が著しく、地域の活力や集落機能の低下が懸念されています。

こうした中であって、受賞団体はそれぞれの地域において、地域の特色をいかし個性的なむらづくり活動に取り組み、創意工夫によって様々な困難を克服し、自立した持続可能な活動を構築・発展してこられるなど、地域の活性化に資する優れた功績をあげられております。

本書は、本年度受賞されました団体の活動の概要を取りまとめたものです。

本書が管内でむらづくりに取り組まれている方々や、これから取り組もうとされている方々の活動の一助となれば幸いです。

最後に、この表彰事業の推進にご協力いただきました都県及び関係市町村並びに関係者各位に深く感謝しますとともに、管内におけるむらづくり活動が一層活力あるものとなりますよう祈念いたします。

令和5年3月

関東農政局農村振興部農村計画課長

目 次

○ 令和4年度豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰 総評	1
○ 関東ブロック表彰式・事例発表の状況	5
令和4年度豊かなむらづくり優良事例地区位置図	7
優良事例の概要	
【天皇杯】【農林水産大臣賞】 稲倉の棚田保全委員会（長野県上田市）	13
【農林水産大臣賞】 閑援隊（栃木県佐野市）	25
【関東農政局長賞】 中之条町農業担い手受入協議会（群馬県吾妻郡中之条町）	35
参考	
令和4年度豊かなむらづくり全国表彰事業の結果について	45
農林水産祭開催要綱	47
豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領	51
農林水産祭むらづくり部門 選賞審査概要図	55
豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について（抜粋）	57
関東農政局むらづくり審査会運営規程	61
豊かなむらづくり全国表彰事業受賞状況一覧表	63
令和4年度豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック担当者	69

令和4年度 豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰 総評

関東農政局むらづくり審査会会長 明治大学農学部 橋口 卓也

はじめに

令和4年度の「豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰」には、栃木県、群馬県、長野県からの優良事例推薦があり、その中から農林水産大臣賞2件と関東農政局長賞1件が選定されました。審査会を代表して、受賞された皆様にお祝いを申し上げますとともに、調書作成などご尽力された関係者の方々に御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により各種の活動への影響もあり、推薦事例数は昨年度より1件減ってしまいましたが、関東農政局管内に10都県あることからすれば、少なくとも過半数の都県から推薦があるようになることを審査員一同で期待しています。

さて、昨年度に続き、新型コロナウイルス禍の影響もあり、一次審査においては書類審査に加え、オンラインによるプレゼンテーションを行っていたとき審査を行いました。二次審査は3年ぶりに現地調査を行うことができ、対面での質疑も行うなど、関係者の皆様のご尽力により、公平かつ公正な審査を行うことができたと思っています。

以下、各事例について簡単に紹介します。

推薦事例のポイント

1 栃木県佐野市「閑援隊」

佐野市中心部から車で30分程度にある「閑馬地区」には4つ集落があり、地元産木材を使用した地域のシンボリックな存在である旧閑馬小学校や磨墨（すすみ）の池などの地域資源もある中山間地域です。

この閑馬小学校が令和2年3月に閉校することが平成27年に決定したことから、小学校の活用について地元の意見を反映し「子供たちが将来戻ってきたいと思える地域づくり」に取り組もうと、農業に限らず地区の環境を維持する組織を作る検討を始め、29年に「閑馬小学校の跡地利用を考える会」が設立されました。しかしながら、意思決定に時間を要したことから、地元有志7名が発起人となり、小学校のPTA仲間などに声をかけ、スピーディに活動できる団体として、平成30年に「閑援隊」が結成され、現在の隊員は34名になっています。

地域では、少子高齢化に伴う農業の担い手不足、鳥獣被害の拡大による営農

意欲の減退等により耕作放棄地の増加が懸念されていたことから、20 a の耕作放棄地を水田などとして活用するとともに、新たな収入源として甘茶や米、麦の栽培を行い、整備した放置竹林を活用したメンマ作りも計画しています。こうした地域の農地を守るだけでなく、インバウンドの農業体験・農泊ツアー等の都市農村交流にも取り組んでいます。

今後も、旧閑馬小学校の跡地利用に閑援隊としても携わり、地域の活性化につなげていくため、法人化の準備を進めるなど閑馬地区全体を盛り上げる継続的な活動に取り組むこととしており、更なる活動の展開が期待されます。

このように、組織が設立されてから5年程度ではありますが、地域の課題解決に向け、若い隊員たちが創意工夫を重ねながら様々な活動を展開し、地域づくりの成果をあげつつあることは高く評価できます。

2 群馬県吾妻郡中之条町「中之条町農業担い手受入協議会」

平成22年に中之条町に合併した「旧六合村」は、町の西部に位置しており、高原野菜と酪農を主体とした農業生産を展開してきましたが、近年では水稲・野菜に加え、花き・花木、果樹等の高収益が望める作物への転換がなされるとともに、冷涼な気候を活かして栽培される「六合の花」を代表とする農産品のブランド化にも取り組んでいます。

しかしながら、六合地区の特産品として産地化が図られてきた山野草、宿根草の切り花等の花卉生産は、担い手不足による生産額の減少が止まらず、将来の産地維持が危惧される状況があったことから、他地域からの新規参入者に対する支援を行うため、平成28年に「中之条町農業担い手受入協議会」が設立され、翌29年には活動の幅を町内全域の他の作物にも広げています。

六合地区の「六合の花」の取組から始まった新規就農者確保の体制づくりが、町全体の組織へと広がりを見せ、地域一体となった新規就農者に対するサポートの仕組みとなり、地元農業者と連携した農業体験研修会のほか、移住希望者に対し地域住民との交流会、継続的な営農指導等を行っています。

このように、他地域からの新規就農者の受入に向けた体制の構築に加え、地域農業の維持、活性化のため、関係機関が一体となって総合的に支援していることは高く評価できます。

3 長野県上田市「稲倉の棚田保全委員会」

棚田のある殿城地区は上田市北東部に位置し、稲倉の棚田は山裾から谷あいにつながる大小様々な形状で約30 ha、約780枚の水田により構成されています。

高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加が顕著となり、棚田の荒廃とともに地域の活力低下に危機感を持った地元住民たちが保全活動を開始し、平成11年の「日本の棚田百選」の認定を契機に、保全活動を行うための前身の組織が設立され、平成15年に持続的な保全活動や地域振興活動の強化のため、周辺の自治会や市、JAと連携し稲倉の棚田保全委員会が設立されました。

棚田では減農薬栽培を行い、昔ながらの「はざかけ」でゆっくり天日干しした「稲倉の棚田米」は、豊かな香りとやさしい甘みがあり、地元店舗や直売所等で販売されるほか、上田市のふるさと納税返礼品として取り扱われています。

また、棚田保全の人手と資金を支えるため「棚田オーナー制度」を導入し、地元酒造会社と連携した「酒米オーナー」や気軽に保全活動に参加できる「棚田ファン」等消費者ニーズに合わせたコースを新たに展開するなど、会員は年々増え、特に都市住民の増加が著しく、都市農村交流の拠点ともなっています。

農閑期の棚田を有効活用した「棚田キャンプ」など、棚田の景観・地形等を生かしたユニークな体験・交流の機会を毎年創出するとともに、令和2年度より棚田内を松明を持って練り歩く参加型イベント「ししおどし」を開催し、地域の新たな伝統行事としての定着に努め、棚田への観光客は年間2万人を超え、観光資源になっています。

棚田近辺にオープンした滞在型市民農園の指定管理を受託、運営し、農作業指導や棚田を利用した地域交流を通して、将来的には地域への移住・定住や農業の担い手育成の効果も期待され、首都圏や地元小学校の学習旅行や農作業体験の受け入れや、棚田をビオトープとした生物多様性に関する授業の実施など、農業・農村への理解醸成に寄与しています。

このように、棚田を地域資源として活かし、地域住民だけでなく地元企業や都市住民などを巻き込んだ棚田オーナー制度や各種体験交流イベントなど、毎年新しい取組にチャレンジしており、今後の発展も期待でき、むらづくりのモデル事例になり得るものであると思います。

まとめにかえて

今年度の3事例について簡単に紹介しましたが、評価等は私個人のものであることをお断りしておきます。

毎年推薦されてくる事例は多種多様な取組であり、同じ基準で評価することはとても難しいことであると思います。

本事業における「むらづくり」とは、「農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動

を展開する総合的なむらづくり」と定義されており、単なる農林漁業振興ではなく、それを核にした総合的なむらづくりがポイントになります。

今年度の3事例では、空き家を改修した活動拠点に耕作放棄地の活用を行う「閑援隊」、地域農業振興のため新規就農者の確保を行う「中之条町農業担い手受入協議会」、棚田を地域資源として多様な人々が保全活動に参画する「稲倉の棚田保全委員会」のそれぞれの取組は、農業生産活動、農業経営、生産環境保全だけではなく、総合的なむらづくり、地域づくりであると思います。

こうした観点からみると、閑援隊は移住者を中心に地元の若者などが活動を担っているものの、地域の魅力を地域住民に再認識してもらうために講演会を開催するなど地域住民との相互理解を深めるなど、地域一体となった活動へ進展しています。また、地域のシンボルとなっている「旧閑馬小学校」をどのように活用していくかを検討するとともに、将来的には活動の継続性を確保するため法人化を目指しており、更なる地域住民との連携が必要になってくると思います。

中之条町農業担い手受入協議会は、一部地域から始まった活動を町全体に広げており、「地域で支える新規就農」という基本理念をもとに、地域農業の技術的支援、生産基盤の整備、定住支援などにより地域一体となったサポート体制ができあがっています。「むらづくり」という観点からは、活動自体が総合的な取組としては弱い気もしますが、大切な活動だと思います。

最後に稲倉の棚田保全委員会は、今年度の天皇杯を受賞されていますので、全国的に見ても、むらづくりに当たったの合意形成、推進体制や他の組織との連携、多種多様に取り組み内容、今後の展開方向などについて高く評価できるものだと思います。特に、「眺めるだけではない、カカワレルタナダ」をスローガンに、棚田の保全に共感した多様な人々との連携により保全活動が更なるむらづくりが繋がっていくものだと思いますし、棚田に関わる活動が地元の人々にどのように受け止められているかも大切ではないかと考えました。

個人的なことになりますが、私は今年度から本表彰事業の審査員となるとともに、会長にもなりまして、初めての審査を行わせていただき、審査の難しさを痛感したところです。

それぞれの地区におかれましては、ご苦勞や困難も多々あるかとは思いますが、それぞれの地元のみならず、多くの方々の期待もあることから、引き続き、今後のむらづくりに携わっていかれることをお願いしまして、審査会会長としての総評とさせていただきます。

以 上

○関東ブロック表彰式・事例発表の状況

<開催日> 令和4年11月9日(水)

<開催場所> ホテルプリランテ武蔵野 サファイアA

<式辞>

<総評>



大角 関東農政局長



橋口 関東農政局むらづくり審査会会長

<賞状及び記念品授与>



閑援隊



稲倉の棚田保全委員会



中之条町農業担い手受入協議会

受賞団体

【農林水産大臣賞】

閑援隊(栃木県佐野市)

稲倉の棚田保全委員会(長野県上田市)

【関東農政局長賞】

中之条町農業担い手受入協議会

(群馬県吾妻郡中之条町)

< 事例発表及び意見交換 >



閑援隊



稲倉の棚田保全委員会



中之条町農業担い手受入協議会



意見交換時の質問の様子

< 記念撮影 >



受賞団体、審査会会長、関東農政局幹部との記念撮影

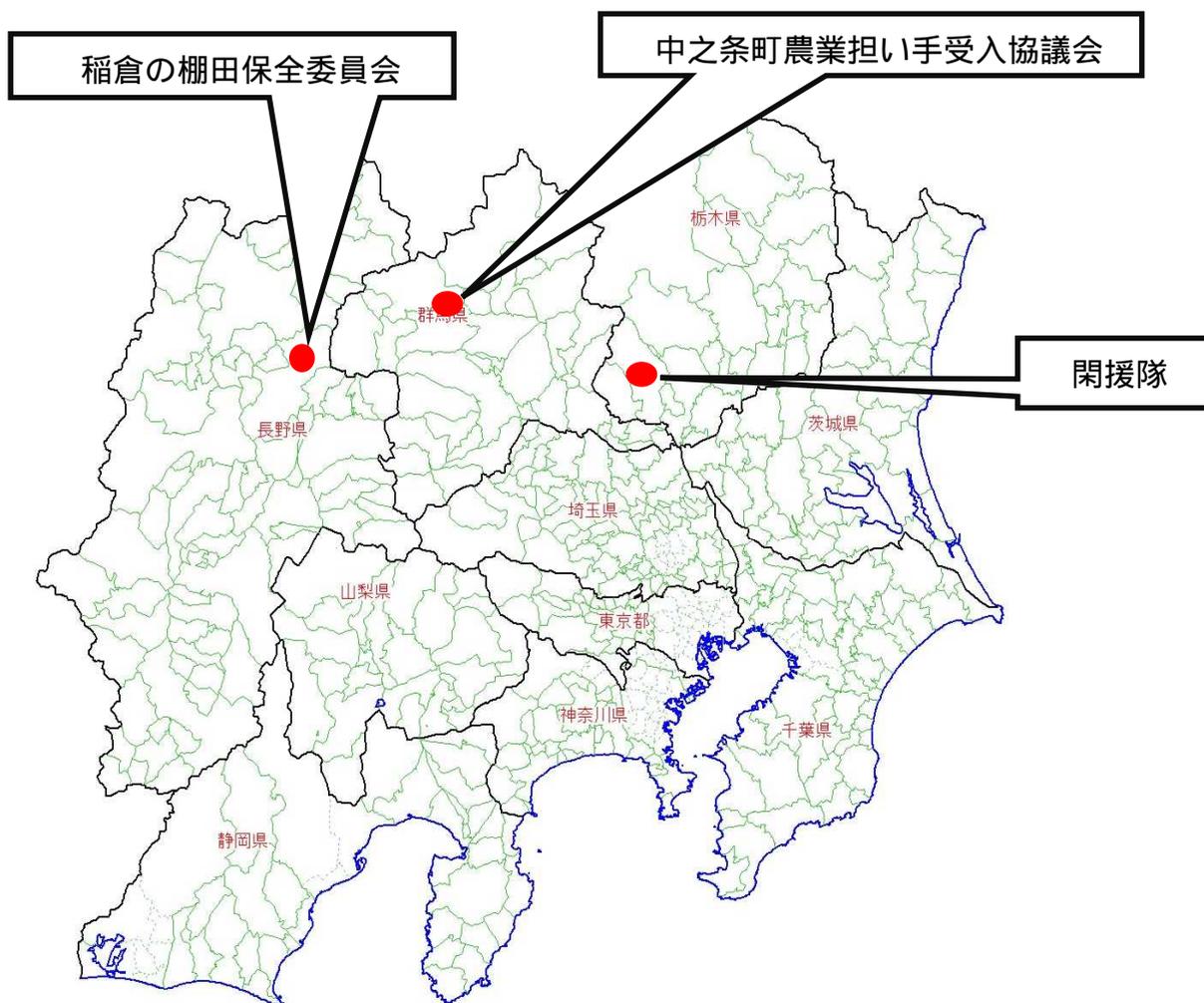
令和4年度豊かなむらづくり 優良事例地区位置図

令和4年度豊かなむらづくり優良事例地区 位置図

稲倉の棚田保全委員会
(長野県上田市)

閑援隊
(栃木県佐野市)

中之条町農業担い手受入協議会
(群馬県吾妻郡中之条町)



優良事例の概要

天皇杯受賞

農林水産大臣賞受賞

【「眺めるだけではない、カカワレルタナダ」
を核とした地域活性化】

受賞者 いなぐら たなだほぜんいんかい
稲倉の棚田保全委員会

(長野県 上田市)



天皇杯・農林水産大臣賞受賞

美しい棚田 稲倉
～眺めるだけでなはない、カカワレルタナダ～
いなぐら たなだほぜんいいんかい

受賞者 稲倉の棚田保全委員会

うえだし
(長野県上田市)

■ 地域の沿革と概要

長野県上田市は、平成 18 年 3 月に上田市、丸子町、真田町、武石村が新設合併して誕生した人口 15 万人を擁する長野県東部の中核都市である。日本のほぼ中央に位置し、奈良時代から京都と東北地方を結ぶ東山道の拠点として栄え、交通の要衝だった。現在は J R 北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道（上田菅平インターチェンジ）を有し、東京から約 190km、北陸新幹線を利用すれば、最短で約 80 分の距離である。

第 1 図 位置図



緑あふれる森林・里山、美しい高原と清らかな水の流れる川に育まれた自然豊かな地域で、千曲川が市の中央部を流れ、周囲の山々を源流とする河川と合流し、長野盆地を経て、新潟県で信濃川となり、日本海に注がれる。市内で千曲川に合流する各河川は東西や南北に大きな谷や丘陵を形成し、標高 400～800 m の河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地や集落が営まれ、農耕地や酪農地の一部は高い標高 1,600m 付近まで存在する。

この地域はかつて「蚕都上田」と呼ばれ、明治時代末期には養蚕業・製糸業の近代化のために設置された日本最初の蚕糸専門学校「上田蚕糸専門学校」が開校し、養蚕の隆盛とともに桑畑が広がっていた。

戦後、産業構造が製造業へと移行すると、桑畑はリンゴの果樹園などに変わり、農業技術の進歩や食の多様化に伴って、現在では様々な品目が生産されるようになっている。

上田市の気候は、年間の晴天率が高く、平均降水量が約 900 mm と全国でも有数の少雨乾燥地帯であり、標高が高いため、昼夜の寒暖差が大きいことが特徴で、食味が良く、良質な農産物を栽培することができ、標高や地形、地質が様々

で、多種多様な農産物が生産できる風土を有している。

上田市の農業経営規模は、平地が少なく大規模生産地に比べ大きくないが、高品質で多種多様な農産物生産に適した気候風土を持つといった特徴がある。

むらづくりの概要

1. 地区の特色

稲倉^{いなくら}の棚田は、上田市の北東部の殿城^{とのしろ}地区に位置し、標高は約 640～900m、標高差 260m にわたり、稲倉川^{ぎょうざわがわ}（行沢川）に沿って延長 2.5km、棚田面積は約 30ha で、山裾から谷あいにかけて大小様々な形状で、約 780 枚の水田が広がっている。

稲倉の棚田は、畦畔に多数の横穴式古墳が現存することから、古墳時代またはそれ以前からこの地に人々の営みがあり、その歴史の中で棚田が築かれたと考えられており、現在の棚田は江戸時代から明治時代にかけて開田されたものと言われている。また、土手は石垣と土壁の混合した巧みな調和により造られ、稲倉川を挟んで両側に水田が広がる形状は全国的に珍しいものとされている。

こうした棚田の保全活動を強化するため、岩清水自治会は周辺の 16 自治会で構成される豊殿^{ほうてん}自治会連合会に協力を求め、上田市、JA とも連携関係を構築する中、それらが母体となり、平成 15 年に地元住民を中心に「稲倉棚田保全委員会」が組織され、本格的な保全活動や地域振興活動を開始し、現在では、30ha の棚田のうち 8 ha 程度を保全委員会が保全している。



写真 1 稲倉の棚田

2. むらづくりの基本的特徴

(1) むらづくりの動機、背景

棚田は、それぞれ個人農家などが耕作していたが、平成に入り、高齢化や後継者不足のために、2～3割近くの棚田の荒廃が進んだ。荒廃化がその後さらに進んだことから、地域の活力の低下に危機感をもった当時の岩清水自治会を構成する地元住民たちは、平成 10 年頃から地域活性化の想いのもとに、伐根、伐開し、林地化しつつある水田を復旧、維持する棚田の保全活動を開始し、その活動もきっかけのひとつとなり、「稲倉の棚田」は平成 11 年に農林水産省から日本の棚田百選に認定された。

棚田百選に認定されたことを契機に、棚田の保全活動を強化するため、平成 15 年に地元住民を中心に「稲倉棚田保全委員会」が組織され、より本格的な保全活動や地域振興活動を開始し、平成 27 年には名称を「稲倉の棚田保全委員会」(以下「保全委員会」という。)に変更し、現在に至っている。

本格的な保全活動を開始したが、徐々に過疎化、高齢化が進行し、地域住民だけでは棚田の保全は困難な状況となっていた。こうしたことから、持続的に棚田を保全するために始めた取組の一つが棚田オーナー制度であり、これに加え、農業体験の学習旅行の受入やイベントを進め、観光資源化を図り、都市部との交流も併せて棚田の保全を進めている。



写真2 棚田オーナー制度

このように、保全委員会の活動は、過疎で悩む農村地域と、過密や自然環境の喪失といった問題を抱える都市部のギャップを補完すべく、都市住民に自然豊かな棚田での米作りや地域の行事などへの参加体験を提供することで、棚田を含む農村地域に新たな収入源と賑わいをもたらすことが目的であった。各種保全活動については、棚田の保全を行う地域住民（稲倉の棚田保全委員：約80名）による定例会を毎月開催し、農作業計画や棚田オーナー制度、学習旅行受入、イベント開催などの交流による地域活性化に繋がる取組方針を話し合っている。

(2) むらづくりの推進体制

ア 組織体制、構成員の状況

保全委員会は、委員長の久保田良和氏を中心に、保全に携わる地域住民や他の地域団体の代表など、23名の役員で構成されている。

保全委員会には、6つの部会（営農業務部、岩清水中山間地直接支払の会、岩清水穂田瑠美の里：多面的支払組合、美しい農村再生支援、クライנגアルテン部、活性化部）を組織し、各種イベント等の企画立案等を実施している。

具体的な活動においては、保全委員会のメンバーとして、地元（豊殿地区）及び地区外の有志約80名が活躍しており、長年米作りをしている農業の大ベテラン、退職をきっかけに子供時代に親しんだたんぼ仕事を再開した人、棚田の風景に惚れ込んだ子育て世代まで多様な人々が参画し、家族のように仲が良く、チームで楽しく活動に取り組んでいる。

イ むらづくりに関する他の組織との連携体制

保全委員会は、住民の相互協力による地域の活性化と住民福祉の向上を目的に平成28年に発足された「豊殿まちづくり協議会」と連携している。

同協議会は4つの部会（青少年育成部会、道路・交通部会、福祉部会、振興部会）で構成されている。青少年育成部会では地域児童の見守り活動を行い、青少年育成に深くかかわっており、道路・交通部会では市の支援も得て、デマンド方式の福祉車の運行を行っている。ま

た、福祉部会では地域の拠り所となる「ふれあいサロンひなたぼっこ」の運営などに取り組んでおり、振興部会では棚田の保全や複合施設（道の駅）建設のワークショップなどに取り組んでいる。

保全委員会は、振興部会の構成員になっており、豊殿地区の住民全体が地域資源として稲倉の棚田の価値を認識し、学び、活用できるよう、住民自治組織との良好な協力体制を構築するとともに、互いの部会の活動にも積極的に関わっている。

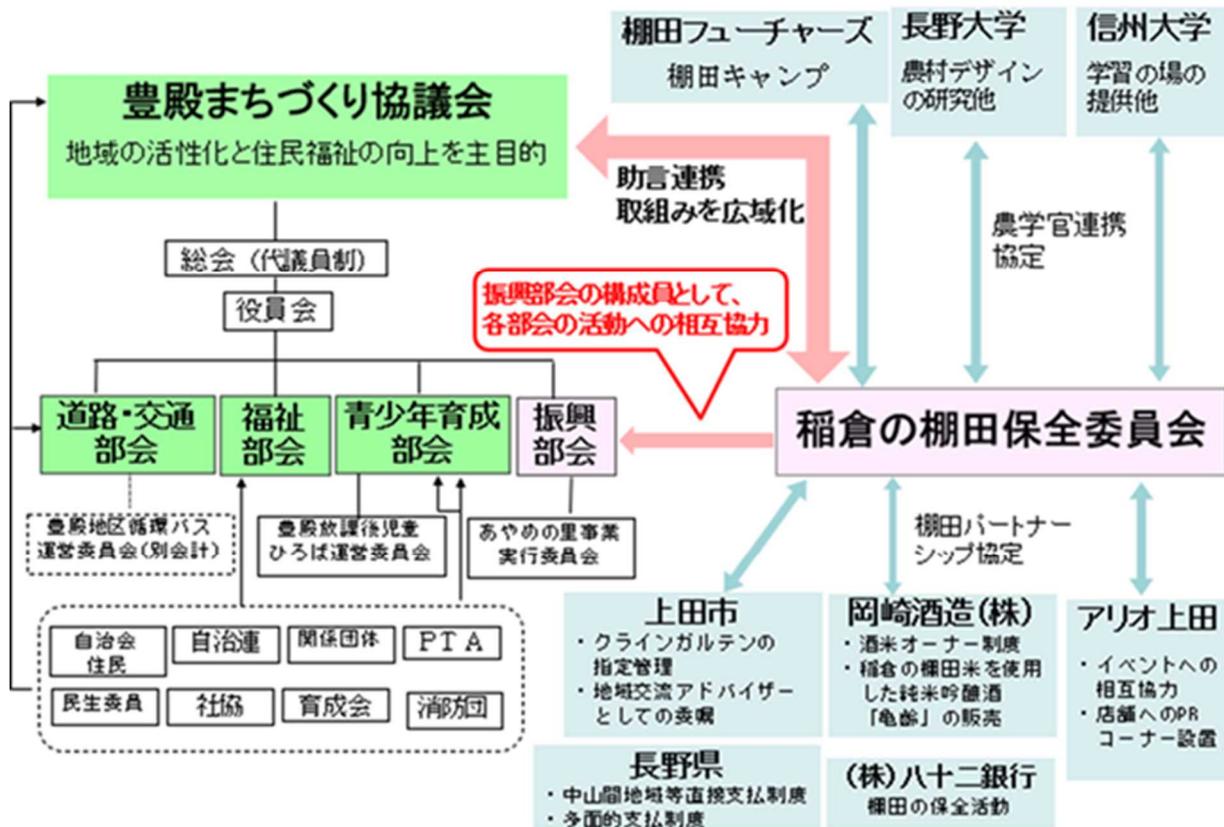
さらに、青少年部会の活動の一環で、近隣小学校等に棚田を提供している。棚田は貴重な学びの場となり、地域の関係者を講師に田植えや稲刈り体験はもちろん、棚田を天然のビオトープとして活用し、生物の多様性を学ぶ授業が実施されている。

また、保全委員会と行政の連携は緊密であり、特に豊殿地域自治センターに配属される地域おこし協力隊は、棚田の保全や地域振興に欠かせない役割を担っている。



写真3 学生による田植え

第2図 むらづくり推進体制図



ウ 連携する他の組織、団体との関係及び参加状況等

保全委員会は、地域活性化をより広域的なものとするため、棚田周辺の地域資源や関係団体との連携を進めている。

令和2年10月には、長野県が仲介役となり、棚田の連携を促進する棚

田パートナーシップ協定を、長野県第一号として地元企業の岡崎酒造(株)と締結し、稲倉の棚田で酒米オーナー制度を展開している。令和3年5月には、(株)八十二銀行とも棚田パートナーシップ協定を締結し、企業が棚田の保全活動に参加するとともに、魅力や価値をPRする仕組みを構築している。

また、他地域の棚田との交流も積極的に行っており、令和元年には石川県輪島市の白米千枚田と、令和2年には長野県飯山市の福島棚田と意見交換会を実施している。

さらに、令和2年からは、市内の障がい者福祉施設の利用者と協働して脱穀作業等を行うなど、農福連携にも先駆的・積極的に取り組んでいる。棚田は地形上農作業の機械化の困難な場所が多く、人力による作業が多くあることから、農作業に不慣れな障がい者でも比較的安全に取り組むことができる。大人数で楽しくコミュニケーションをとりながらの作業となるため、その温かな雰囲気農福連携を積極的に導入する要因となっている。

むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

保全委員会は、上田市豊殿地域において、稲倉の棚田を核とし、自然豊かな里山の環境保全と、都市との交流を通じた豊かで潤いのあるむらづくりに向けた幅広い活動を行っている。

活動の基本は都市住民を取り込むことであり、地元住民と都市住民、地元企業など棚田の保全活動に共感した多くの関係者との連携により、都市と農村の交流、共生を進めながら、耕作放棄地の解消、農地の保全、景観の整備などを通じ、地域住民を含めた連帯感の醸成とコミュニティ機能が強化されるとともに、担い手の育成にも繋がっている。

2. 農業生産面における特徴

(1) 稲倉の棚田米の販売と酒米オーナー制度

保全委員会が、高齢等のため管理できなくなった棚田の地権者に代わり、棚田を耕作することで、耕作放棄を防止し、棚田の景観を維持している。棚田で生産された食用米「コシヒカリ」は、稲倉の棚田米として、地元店舗や直売所、ネットで販売されるほか、上田市のふるさと納税返礼品として取り扱われている。



写真4 稲倉の棚田米

これに加え、地元酒造の岡崎酒造(株)と連携し、日本酒造りの原料として酒米「ひとごち」を棚田で生産している。収穫した酒米を地元酒蔵で純米吟醸に醸した生原酒「信州亀齢」は、酒米オーナー制度の酒米オーナーに提供されるほか、

上田限定で販売され人気を博しており、新たな地域特産品づくりの一役を担っている。

今後、標高の高さに懸念はあるものの、長野県オリジナル品種の「風さやか」の生産と地域販売、消費による地産地消推進も検討している。

また、棚田米の販売単価の向上には、稲倉の棚田の知名度の向上が重要であり、棚田オーナー制度や各種イベント等の取組のほか、広報や地元マスコミ等、様々な媒体を活用した積極的なPR活動を行っている。

令和元年には、稲倉の棚田を舞台に、棚田の酒米による日本酒造りに関わる人達を撮ったドキュメンタリー映画「一献の彼方に」が製作され、イタリアのオニロス映画賞ドキュメンタリー部門7月最優秀賞をはじめ、アメリカ、ロシアなど海外で7つの映画賞を受賞し、大変大きな話題となり、棚田の知名度向上に繋がった。

(2) 継続的な棚田の保全活動の取組

棚田オーナー制度等の取組により、都市住民が棚田の保全に参加することで、オーナー会費で棚田活動の収支の改善が図られるとともに、都市住民の参加が刺激となり、地域住民の保全活動への参加が増えている。

平成30年から保全委員会委員の外部募集を始めたところ、子育て中の母親、非農家層など、構成員の幅が広がっている。

また、農薬に頼らない自然派のオーナーの新たな取組をきっかけに、食の安心安全に関心の高い若い女性の参加も増加している。

さらに、棚田地域振興法に基づき認定された「指定棚田地域振興活動計画」(稲倉の棚田地域振興協議会)に、棚田保全活動の目標(耕作面積の維持、保全メンバーの拡大、鳥獣害対策、棚田米の販売額の増加など)を明確化しており、引き続き活動の継続性が確保されている。

棚田という資源は、新たに作り出すことはほぼ不可能であり、全国の多くの棚田が存続困難となる中、保全が続くほど希少価値は高くなる。特にコロナ禍により、都市住民の地方への関心が高まっていることから、地域活性化に棚田とその活用を進める保全委員会の役割は、今後ますます重要になっている。

3. 生活・環境整備面における特徴

(1) 棚田オーナー制度等を活用した都市農村交流

棚田オーナー制度は、多様化するニーズにきめ細かに応えるため、専用区画の有無や特典のお米の量や種類などの違いにより4つのコースを用意しており、体験内容も、定番の田植えや稲刈りのほかに、代掻き、田の草取り、脱穀作業などの体験ができる。

酒米コースでは、収穫した酒米を地元酒蔵で純米吟醸に醸し、オーナー自ら瓶詰めまで体験できるなど、棚田以外のフィールドでの体験も提供しており、地域活性化をより広域的なものとしている。

平成 18 年度に初めて募集を行った際には、わずか 13 組の応募であった棚田オーナーだが、現在は約 100 組に増加しており、その大半は都市住民である。



写真 5 酒米オーナー制度

こうした棚田オーナー制度を中心とした棚田の保全活動は、地域高齢者等の活躍の場となっており、日々の棚田での農作業により、参加する地域住民のコミュニケーションが円滑化している。農作業に不慣れなオーナーに対し農作業を指導することが、地元農家や高齢者の生きがいやモチベーションの向上にも繋がっている。

また、棚田保全活動に参加した地域住民等に対して費用弁償を行うことで、活動の持続可能な仕組みを構築している。保全活動への参加者は、様々な知見や特技を有しており、それらが結集することで、これまで行政主導であった土木作業等の一部が、地域内で遂行できるようになった。様々なイベントの開催においてもその能力が生かされており、地域内でお金が循環することを示しており、地域経済の活性化に繋がっている。

コロナ禍においては、観光客の減少や体験作業の受入減少による活動資金の不足を補うため、クラウドファンディングを活用して資金を獲得するなどの工夫も行っている。

(2) 棚田の景観、地形等を活かした観光地づくり

近年では、アウトドアの受入にも力を入れ、新たな体験・交流の機会を創出している。農閑期の棚田の有効活用として開催する棚田キャンプは、棚田の高低差が、通常のキャンプ場にはない特別な情景・見晴らしを創り出し、棚田に設置される色とりどりのテントは夜間にはさらに鮮やかなものとなり、その珍しく美しい光景は多くの人々を惹きつけている。年々知名度は高くなり、平成 29 年度 31 組から令和 3 年度 97 組へと参加者も増加している。



写真 6 棚田キャンプ

その他にも、ノルディックウォーキングイベントなど棚田の地形を生かしたイベントや、棚田に設置された木製の舞台を活用した吹奏楽の演奏会、撮影会、句会など、日頃農業と関わりの薄い人々の棚田への関心を高める機会を創っている。令和元年度には稲倉の棚田を訪れる観光客が年間 2 万人を超えるなど、新たな観光資源にもなっている。

(3) 新たな伝統行事として「ししおどし」の定着化

これまで棚田で毎年開催していたろうそくによるライトアップイベント「ホタル火祭り」を、イベントの魅力向上と開催に係る収支改善を目的に鑑賞型のイベントから参加体験型のイベントへと内容を見直し、棚田において深刻化する野生鳥獣被害の忌避や五穀豊穡、さらに新型コロナウイルス終息を祈念して、棚田内を松明をもって練り歩く「ししおどし」と銘打ったイベントを令和2年度に初開催している。



写真7 ししおどし

この取組は、香川県小豆島^{しよどしま}の中山千枚田の「虫送り」を参考にしたものだが、今後、50年100年と続く、この地域の新たな伝統行事として定着させることを目標として活動している。

令和3年度の参加者募集時にアンケート調査を実施したところ、参加申込者181名のうち、106名(約6割)がイベント前日もしくは当日の宿泊を予定していることが判明するなど、棚田が生み出す市内観光産業への波及効果も高い。

(4) 地域への定住促進、女性の社会参画の促進

保全委員会は、上田市が棚田地域に整備した滞在型市民農園(信州上田クラインガルテン)を、令和4年度から指定管理として受託、管理しており、これまでに培ってきた都市農村交流のノウハウを存分に生かし、棚田とクラインガルテンの相乗効果を生み出す取組を実施し、さらなる地域活性化に繋げることが期待される。また、クラインガルテン利用者の棚田保全活動への参加も見込まれ、将来的に地域への移住等を検討している利用者もいるなど後継者の確保が期待される。



写真8 クラインガルテンでの営農指導

また、これまでに着任した地域おこし協力隊の2名が、任期満了後も地域に定住し、棚田及び地域との関係を継続するなど、定住促進に繋がっていると同時に、市から移住者や移住検討者への助言を行う「地域交流アドバイザー」としての任務を委嘱されており、移住促進に努めている。

自然豊かな棚田の環境は、子どもの遊び場としても最適で、子育て中の母親が棚田の保全活動に参加するきっかけとなっている。各種イベントや市の広報等の活用により新たに棚田の活動に参画した女性陣が、棚田活動に新たな刺激とアイデアをもたらしており、保全委員会の運営にも積極的に関わっている。



写真9 子連れで保全活動に参加する女性メンバー

(5) 地域住民組織との連携によるむらづくりの推進

住民の相互協力による地域の活性化と住民福祉の向上を目的に発足した「豊殿まちづくり協議会」には4つの部会（道路・交通部会、福祉部会、青少年育成部会、振興部会）があり、保全委員会は振興部会に属し、棚田の保全や複合施設（道の駅）建設のワークショップの実施にも関わっている。

保全委員会役員も協議会の一員としてまちづくり協議会の活動に積極的に携わっており、福祉部会で運営しているふれあいサロンひなたばっこで提供する食事へ棚田米を提供するほか、青少年育成部会が行う草刈り作業への協力を行うなど、豊殿地域の住民自治組織との良好な協力体制を構築するとともに、互いの部会の活動に積極的に関わっている。

農林水産大臣賞受賞

【より暮らしやすいカンマを目指した地域活性化の活動】

受賞者 かんえんたい 閑援隊

(栃木県 佐野市)



農林水産大臣賞受賞

より暮らしやすいカンマを目指した地域活性化の活動

かんえんたい
受賞者 **閑援隊**
(とちぎけんさのし
栃木県佐野市)

地域の沿革と概要

栃木県の南西部に位置する佐野市は、北東部から北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部及び西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が併存する地域となっている。

本市の農業は、一戸あたりの経営規模が約 102 a で、県平均(291a)と比較して小規模農家が多く、第二種兼業農家が大部分を占めるとともに、従事者の高齢化が進み、後継者の確保が厳しい状況にあり、米を基幹作物としているが、立地条件を活かすため、主たる収入源を園芸作物に移すべく、いちご、かき菜、梨、桃などが栽培されている。

また、本市内（赤見～戸室～葛生～白岩）には約 2 億 6 千万年前に形成された石灰岩地帯が広がっており、日本固有植物のセツブンソウが見られるほか、市の花カタクリの自生地もあるなど、貴重な里山の自然が残されている。

人口は約 116 千人（令和 4 年 2 月 1 日現在）であるが、観光入込客数は佐野プレミアムアウトレット、佐野厄除け大師、唐沢山城跡等の観光施設により、約 650 万人（令和 2 年度）に及んでいる。

むらづくりの概要

1. 地区の特色

受賞団体のある閑馬地区は、市の北部にある旧田沼町新合村に位置し、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（特定農山村法）の指定地域であり、農業は稲作が中心であるが、小規模経営が多く、後継者不足、過疎化・高齢化の進行、野生鳥獣による被害に

第 1 図 位置図



より、農地の荒廃が拡大している。

こうした一方で、閑馬地区は自然が豊かで、佐野市中心部からも自動車ですら30分程度と交通の便が良く、地元産木材を使用した地域のシンボリックな存在である旧閑馬小学校や磨墨するすみの池などの地域資源もあることから、こうした地域資源や、自然に囲まれてのびのびと子どもを育てられる環境に魅力を感じ、首都圏をはじめとした地域外からの移住者も増えている。



写真 1 旧閑馬小学校

2. むらづくりの基本的特徴

(1) むらづくりの動機、背景

閑馬地区でも少子高齢化に伴う農業の担い手不足、さらには鳥獣被害の拡大による営農意欲の減退によって、今後も耕作放棄地の増加が危惧されている。農地の多くは農業振興地域の白地地域であることから、近年は後継者不在の日当たりの良い農地を中心に、太陽光発電施設が多く設置されるようになった。

さらに、明治6年に創立した旧閑馬小学校が令和2年3月末に閉校になることが平成27年に決定し、さらなる少子化の進行など地区の将来に不安を抱かせる事態が生じた。特に、後に閑援隊の隊長となる川元氏を始めとした移住者は、小学校のPTA活動等を通して地域に溶け込んできたこともあり、閉校に対する衝撃は大きなものであった。

こうしたことから、平成27年から「閑馬地区の課題を何とかしたい」という思いをもった地元有志が集い、川元氏を中心に「子どもたちが将来戻ってきたいと思える地域づくり」のため、農業に限らず地区の環境を維持する組織を作る検討を始めた。

平成29年には、旧閑馬小学校の跡地利用に地元意見を反映させるため、川元氏が発起人となり、当時の小学校PTAや自治会などを集めて「閑馬小学校の跡地利用を考える会」を設立し、閉校後の小学校の活用方法について検討を始めた。

閉校が2年後に差し迫ったことから、荒廃していく地区の現状に危機感を募らせた地域住民の有志7名が、よりスピーディーに意思決定し活動を行う体制を作るための検討を重ね、閑馬小学校PTA参加者などを中心にそれぞれの友人・知人に協力を求めた。

その結果、地元在住の農業者をはじめ、自営業、会社員や他県在住の医

療系、造園業など様々な業種、地域から 17 名が集まり、平成 30 年 4 月「より暮らしやすい閑馬を目指した地域活性化の活動」をモットーに、「閑援隊」を設立した。

設立後は、地域住民と協力し、地域一体となった活動を目指して、耕作放棄地を活用した米作りを開始した。また、地域への愛着や誇りを持ってもらうため、外部から見た本地区の魅力やそれを外部に知ってもらうための情報発信の重要性をテーマに、地域住民を対象にした講演会を実施した。それらの活動で住民の地域への意識が変化しただけでなく、閑援隊の活動に対して地域内外の多くの賛同が得られた結果、隊員は現在 34 名に至っている。



写真 2 耕作放棄地の整備



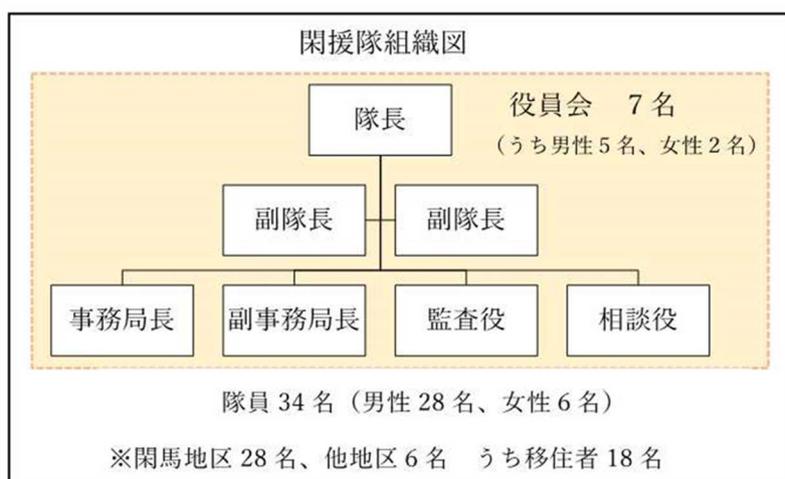
写真 3 田植え

(2) むらづくりの推進体制

ア 組織体制及び構成員の状況

隊の執行部は、隊長 1 名、副隊長 2 名、監査 1 名、事務局 2 名、相談役 1 名となっており、隊員は 34 名（令和 4 年 2 月現在）で、男性が 27 名、女性が 7 名であり、地区別では地区内が 28 名、他地区が 6 名、年齢層は 20 代～60 代で、中心世代は 40～50 代で 20 名を占めている。

第 2 図 むらづくり推進体制図



隊の運営は、年に 1 回総会を実施し、活動の振り返りや年間活動計画を策定しており、定期的な会議等については、コアメンバー数名を中心として、年に 4、5 回程度行うほか、主要行事前にはメン

バーとも意見を出し合いながら進めている。

隊員の半数は移住者で、コアメンバーを含む大多数が県外出身者であり、移住前の豊富な人脈から新たな活動の種が生まれることが大半である。

また、自立した運営を行うため、設立当初から隊員からの会費と収穫したお米の売上などを資金源にして活動している。設立当初は自ら農作業で活躍できる隊員が多かったが、農作業に自信がない人でも加入できるよう、令和元年に準会員という区分を設けたことで、広報など幅広い分野を得意とする会員が集まり活動するようになった。

イ 連携してむらづくりを行う他組織等との関係

① 地域活性化の取組

都市住民へ農業体験の場を提供している「シンセキ村」の活動のサポートや、「閑馬上区里山を守る会」と連携して獣害防止対策として侵入防止柵やヤギの放牧場を設置するなど、農地の荒廃を防ぐ活動をしている。

さらに、地域の主婦や作家による手作り作品販売イベント「閑の里」において、収穫したお米などの農産物の販売や隊の活動のPRを行っている。

② 地元への観光推進の取組

地域への誘客促進のため、「さのアグリツーリズム推進協議会」と連携し、中山間地域と都市部をつなぐ観光プランを作成するとともに、今後のインバウンドの受入れに向けて、「佐野農業協同組合」や「両毛ムスリムインバウンド推進協議会」と連携し、サウジアラビア等からの農泊体験を実施し、受入れに関するノウハウを蓄積した。

③ 福祉事業所との連携

海洋プラスチック低減と農福連携を組み合わせた取組「ふぞろいのストロープロジェクト」（（一社）広域連携事業推進機構主催）に賛同し、隊員の知人が運営する市内の就労継続支援事業所「Happy Happy」と協力し、令和3年11月にライ麦の栽培を開始。同事業所とは令和3年から広葉樹苗作りでも連携し、就労の場を創出している。

また、隊員の知人が運営し、障がい者の家族が心を癒やせる活動をサポートしている「NPO法人親子はねやすめ」の拠点設置に協力するとともに、その管理を行っている。



写真4 ストロープロジェクト

むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

閑援隊が活動する閑馬地区は、日本の原風景とも言える山あいの田園風景が広がる魅力ある農村地域であるが、少子高齢化や農業の担い手不足、鳥獣被害の拡大、耕作放棄地の増加など、多くの課題に直面している。当団体では、こうした地域の課題を解決するために、首都圏をはじめとした地域外からの移住者が地元住民と一緒にあって、彼らの広い人脈や行動力、これまでのスキルを遺憾なく発揮し、閑馬地区の活性化に向けた活動を実施している。

また、耕作放棄地を水田などに活用し、地域の農地を守るだけでなく、農業体験・農泊ツアー等の都市農村交流や、甘茶栽培等新たな地域資源の創出による収入確保など、地元住民や関連団体と連携し、多種多様な活動を展開している。

当団体によって、閑馬地区全体を盛り上げる継続的な活動が実践されており、今後もさらなる発展が期待できる。

2. 農業生産面における特徴

(1) 耕作放棄地を活用した農業生産活動

平成 30 年から耕作放棄地 20a を整備し、隊員をはじめ地域住民と協力して水田として活用している。栽培は、農業を営む隊員や地域の農家から技術等を学び、隊員同士が教え合うことで技術を向上させており、定期的な除草管理を行うことでなるべく除草剤を使わず、おいしいお米づくりを心がけている。

お米以外にも、耕作放棄地を活用した新たな地域資源を創出するため、令和元年 6 月には、ブルーベリー(4a)を定植し、地域の子どもやお年寄りが摘み取りできる憩いの場として整備したほか、令和 4 年 5 月には、鳥獣被害に遭いにくく、隊員が自らの経営で実践している甘茶の栽培を行うこととし、甘茶畑(27a)を整備した。収穫した甘茶は乾燥させて販売し、新たな収入源とする計画である。

また農作物の栽培に限らず、「閑馬上区里山を守る会」と連携し、協働でヤギの放牧場(約 10a)を整備し、雑草抑制対策として農地の維持管理に役立てている。

令和元年 5 月には放置されていた竹林 10a を整備し、孟宗竹を利用した新たな加工品として“メンマ”作りに挑戦してい



写真 5 甘茶定植



写真 6 メンマづくり

る。今後さらに竹林の整備を進め、将来的には独自ブランド“カンマメンマ”として販売することを構想している。佐野市は「佐野ラーメン」が有名であるが、使用するメンマの主要産地は中国産であるため、地元佐野産のメンマを使用することでさらなるPRにつながると期待している。

(2) 後継者の育成・確保、女性の経営・社会参画

地域の担い手、後継者を確保するために、定期的にホームページやSNSで活動状況を情報発信し、本地区や地域活動に興味のある若者を呼び込んでおり、その結果、隊員の中心世代は40～50代で若手のメンバーも多く、首都圏の企業や地域おこし協力隊から新規加入したメンバーもいる。

閑馬小学校は令和2年度に閉校となったが、将来、地域に戻ってきたいと思ってもらうために、今後も課外授業など地域環境学習の場を設けていくことで、地域への愛着心を育てていく予定である。

米作りやメンマづくりなどの隊における協働作業は、隊員の家族と一緒に作業している。大人が楽しんで作業することを体現し、子どもの頃から本地区の魅力を感じてもらえるようにすることで、将来本地区に戻ってきてもらえるように活動している。

また、役員には女性を登用し、活動における仕事分量の範囲やペースを無理なく行えるよう、女性ならではの目線で隊の活動を良くするためのアイデアを提案し、活動に反映させており、女性の隊員は約2割であるが、近年は女性の参加が少しずつ増えるなど今後の増加に期待している。

実家から離れていた20代の女性は、ホームページやFacebookで閑援隊の活動を確認し、「大好きなこの地にいずれ帰って来たいから」との理由で当団体メンバーに加入した。

3. 生活・環境整備面における特徴

(1) 歴史的資源の認知度向上と遊休施設の有効活用

本地区には地区の名前の由来とされる「磨墨の池」があるが、周辺が未整備であり、地元住民ですら存在を認識していない状況であったため、令和元年8月、地域の歴史的な地域資源として認知度を高め、人が訪れることができるように、池周辺に案内板や階段を設置した。それにより地域住民の認知度が上がりつつあり、今後の活動での活用方法を検討中である。

また、活動の連携団体の「NPO法人親子はねやすめ」が、佐野市での活動拠点を設置するにあたり、閑馬小学校近くの空き家を紹介しその整備を協力した結果、現地での管理団体として物件の管理を任せられ、閑援隊の活動拠点「はねやすめ」としても活用できることにな



写真7 はねやすめ

った。

「はねやすめ」の設置や耕作放棄地を活用していくことで、人が集える場が整備され、地域の人々が自然にコミュニケーションをとる場面が増えている。

(2) 都市住民との交流等

本地区における都市住民との交流促進に向け、「さのアグリツーリズム推進協議会」と連携し、中山間地域での農村農林業体験と都市部をつなぐ観光プランを作成し、コロナ後の実施に向けて準備を進めている。

また、国内のみならず、海外にも本地区の魅力をPRしていくため、「佐野農業協同組合」の呼びかけに応じ、「両毛ムスリムインバウンド推進協議会」と連携し、今後のインバウンドの受入れに向けて、サウジアラビア、マレーシア、シンガポールからの農泊体験や農業体験の受入れを実施するなどノウハウを集積した。

令和元年台風やその後のコロナ禍により、地域外からの観光客等の積極的な受入れは実施していないが、隊としての農業スキルの向上や、アフターコロナの受入体制整備を着々と行ってきた。佐野市では、閉校した一部の小学校の跡地利用について、公募型プロポーザル方式で業者を選定する予定であり、隊として旧閑馬小学校の活用に携わり、地域活性化につなげるため、法人化の準備も進めている。



写真8 インバウンド受入れ

関東農政局長賞受賞

【ウェルカム！なかのじょう！地域で支える新規就農！】

受賞者 なかのじょうまちのうぎょうにないてうけいれきょうぎかい
中之条町農業担い手受入協議会

(群馬県 吾妻郡 中之条町)



関東農政局長賞受賞

ウェルカム！なかのじょう！地域で支える新規就農！

なかのじょうまちのうぎょうにないてうけいれきょうぎかい
受賞者 **中之条町農業担い手受入協議会**

ぐんまけんあがつまぐんなかのじょうまち
(群馬県吾妻郡中之条町)

地域の沿革と概要

中之条町は、群馬県の北西部に位置しており、新潟・長野県に接する県境の町で、昭和30年に中之条町、沢田村、伊参村、名久田村が合併し、平成22年に六合村を編入して現在に至っている。

面積は、439.28km²で、県内4番目の大きさで、森林が面積の86%を占め、神秘的な野反湖、貴重な高山植物の宝庫でありラムサール条約登録湿地である芳ヶ平湿地群など自然美があふれている。また、盆地、河岸段丘、丘陵地などがみられる変化に富んだ景観を形成している。

気候は、山間地で標高差があり山に囲まれた盆地状の地形であるため、内陸性気候となっている。

産業は、米、こんにゃく、野菜、果樹などの農産物が生産される農業、広大な山林を基盤とする林業、郡内一円を商圈としている商業、製糸や製材から電気機器製造へと主業種が移行している工業、四万・沢渡・尻焼などの温泉を拠点とする観光業が主産業となっている。

農業の基幹作物は水稲・野菜などであり、典型的な中山間地域農業である。特に、高地に耕作地が散在している六合地区では、高原野菜と酪農を主体とした農業生産を展開してきており、近年では、水稲・野菜に加え、花卉・花木、果樹等の高収益が望める作物の生産が増加している。また、厳選米「花ゆかり」や冷涼な気候を活かして栽培される「六合の花」を代表とする農産品のブランド化にも取り組んでいる。

第1図 位置図



むらづくりの概要

1. 地区の特色

本地区は傾斜や狭小な耕地の多い中山間地域であり、農業の後継者不足等の課題を抱える中、遊休農地対策、鳥獣害対策、農村景観の維持などのため、他地域からの新規就農者受入に向け、地域や行政、生産者団体等の関係機関が一体となって総合的に支援している。

2. むらづくりの基本的特徴

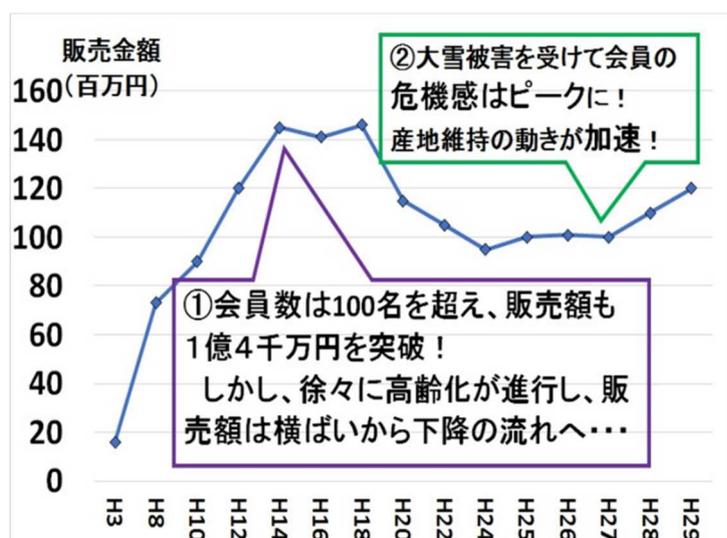
(1) むらづくりの動機、背景

本協議会の始まりは「六合の花」への取り組みから始まっており「六合の花」とは、中之条町六合地区で栽培されている宿根草・山野草の切り花の総称である。

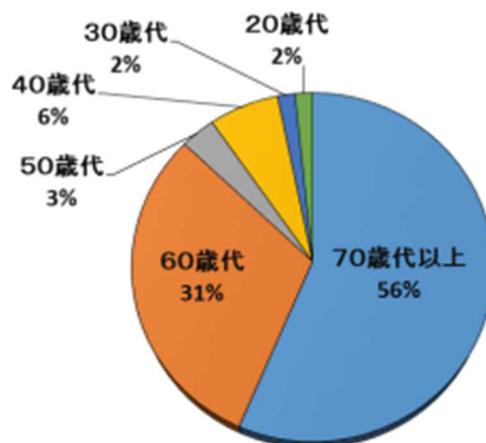
昭和63年に栽培を本格化させ、生産者は平成4年には33名となり、同年、「六合村花卉生産者連絡協議会（現JAあがつま花き生産部会六合支部）」を設立し、平成14年には生産者が100名を超え、販売額1億4千万円を突破した。

順調に販売額を伸ばしていたものの、協議会立ち上げから15年近く経過し、高齢化がさらに進むことで、平成18年を境に段々と下降の流れとなった。加えて平成26年2月の大雪による雪害もあり、5年後の更なる離農者増加が見込まれる中で、市場への輸送手段確保への目安となる販売金額1億円を割り込む状況も考えられることから、産地維持に危機感をもった生産者は、関係機関と連携して新規参入者の受け入れ体制整備に取り組むこととなる。

第2図 「六合の花」販売金額の推移



第3図 花き生産部会六合支部年齢構成(H28)



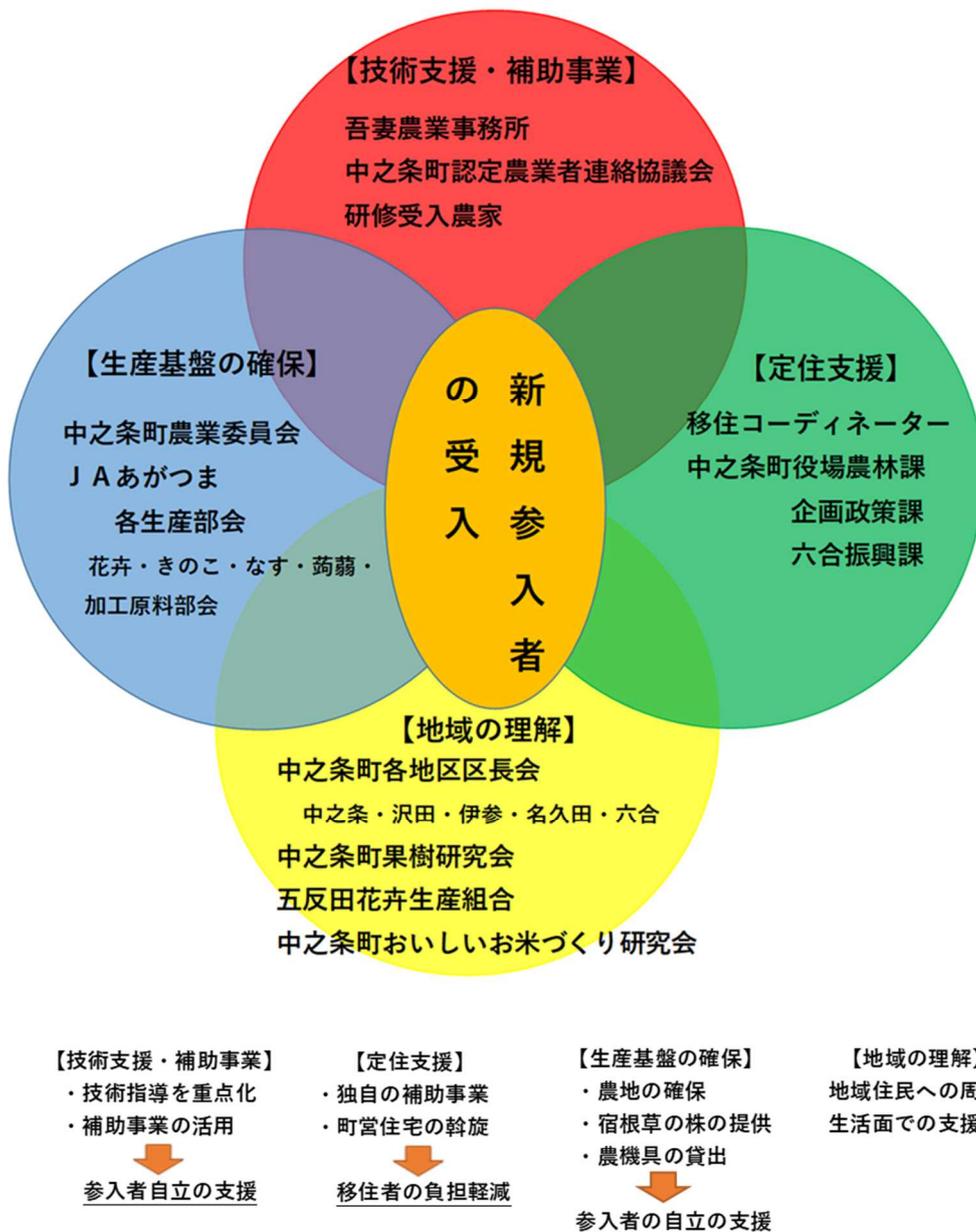
その後、平成27年6月、六合の花生産者、地元区長、役場、JA、県農業事務所の関係者からなる「六合の花」新規参入者受け入れに関

する検討会を開催するなど組織化に向けた体制作りを進め、平成28年3月、検討会のメンバーを中心に、六合地区の花弁栽培新規就農者の受入・サポートする組織として、「中之条町農業担い手受入協議会」を設立した。

(2) むらづくりの推進体制

当協議会の組織体制は、会長1名、副会長2名、監事2名、事務局長1名、会計1名、関係する団体の代表者35名により構成されている。

第4図 むらづくり推進体制図



むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

六合地区の「六合の花」(宿根草・山野草の切り花)の取組から始まった新規就農者確保の体制づくりが、町全体の組織へと広がりを見せ、地域が一体となった新規就農者に対するサポートの仕組みとなっている。

具体的な取組として、就農希望者の積極的な受入れ募集のため、東京会場で開催される「新農業人フェア」への出展や地元生産者と連携した農業体験研修会等のほか、就農後の移住者の定着支援として、移住・就農希望者に対し地域住民との交流会や伝統芸能体験会等を行うなど、就農に向けた準備対応や実践的な研修実施と継続的な営農指導等を行っている。



写真1 新農業人フェア出展

2. 農業生産面における特徴

(1) 新規就農者の確保・育成

新規就農者が安定した収入が得られるよう、受入協議会メンバーである認定農業者を中心とした受入農家が、最低1年は研修を実施している。

新規就農者となった後も、受け入れ農家とともに「JAあがつま営農指導員や吾妻農業事務所普及指導課職員などと連携して、それぞれの立場から継続的に栽培技術の指導等を行える環境を整えている。

また、受け入れ農家が所有している農機具・施設の共同利用や、宿根草の株分け、廃園となった町立幼稚園・町営住宅を利活用し、作業場として新規就農者に安価に貸し出すなど新規就農者が生産コストを抑えながら、作物を栽培できる取り組みや、補助事業を活用したハード面の整備が行いやすいようサポートしている。



写真2 研修生の勉強会



写真3 農業現地研修会

(2) 農産物の生産力維持向上

JAあがつま花き生産部会六合支部においては、新規就農者の確保に取り組むことで、販売額も維持され、高齢者や女性が生産出荷しやすい地域の集荷場も継続的に利用されている。

また、生産力向上のため、栽培農地の確保についても、受け入れ農家や農業委員会、各地域関係者団体の協力のもと、農地の空き状況を的確に把握することで、新規就農者の農地拡大に取り組みやすい体制を構築している。

(3) 各種生産部会活動の活性化

新規就農者により、高齢化による人材不足、後継者不足が改善され、生産者全体の生産意欲の向上につながっている。

果樹研究会においては、高齢化により栽培できなくなり、会として管理していたりんご園場を、新規就農者が引き継いで栽培を行っている。

また、花き生産部会では、女性部会員が多く、1戸の農家であっても夫婦や親子で参加しており、家庭内でも個々に販売することができることから女性の経営参画意識は高く、女性目線での発言も多い。

3. 生活・環境整備面における特徴

(1) 遊休農地の再生

遊休農地が、新規就農者の栽培農地として使用されているとともに生活面では町営住宅や空き家を斡旋するなど就農希望者への相談体制も整備されており、スムーズな就農へのサポートができる状況となっている。



写真4 就農後のサポート会議

(2) 地域コミュニティの維持

就農希望者への相談体制も整備されており、スムーズな就農へのサポートができる状況となっている。

新規就農者は、地域の担い手として、今後の受入農家や防災の要である消防団員となるなど地域コミュニティの維持確保にも活躍している。

また、花き部会では、産地紹介と消費者ニーズの把握のために、首都圏の市場関係者や生花店のスタッフを招いた産地見学会を開催し、生産者と参加者の意見交換が行われ、双方の理解が深まっている。さらに、中之条ガーデンズや山の上庭園を中心に花の町づくりに取り組むとともに、農村風景や花による景観整備などの一部を担っている。



写真5 市場・生花店を招いての産地見学会

(3) 移住・定住の促進

都内などの就農相談を受ける中で、セカンドライフとしての移住

主体の問い合わせも多数あり、町移住担当や移住コーディネーターに話を繋ぐことで、地域への定住促進の窓口としても一役買っている。特に、協議会があることで移住後の職業としての花きや野菜、果樹等栽培を提案している。

新規就農者の中には夫婦や家族での移住もあり、協議会活動には女性が多く参加していることから、地元女性達と気軽に相談できる環境になっており、女性の社会参画を促している。



写真 6

移住・定住コーディネーター

参 考

令和4年度 豊かなむらづくり全国表彰事業の結果について

1. 令和4年度豊かなむらづくり優良事例に関する審査等の主な経緯

- 1月25日 ・管内都県宛てに推薦依頼（関東農政局長 都県知事あて）
- 3月25日 ・3県（栃木県、群馬県、長野県）から推薦事例調書の提出
- 4月6日 ・審査会委員へ推薦調書の送付
- 4月22日 ・審査委員からのご質問・ご意見の集約 各県へ送付
- 5月17日 ・第1回審査会の開催【農政局会議室及びWeb会議】
各県からのプレゼン（10分）委員との質疑応答（10分）
【各県はリモートによるプレゼン】
農林水産大臣賞選賞候補2事例の選定
【各委員による評価（仮採点）その結果も含め選定審査】
現地調査の実施方法及び日程の調整
- 6月2日～ ・農林水産大臣賞選賞候補2事例の現地調査
（6月2日：長野県、6月11日：栃木県）
- 6月11日 ・第2回審査会の開催（2事例目の現地調査終了後）
農林水産大臣賞受賞2事例及び最優良事例1事例の決定
「閑援隊」（栃木県佐野市）
「稲倉の棚田保全委員会（ ）」（長野県上田市）
（ ）最優良事例
関東農政局長賞の決定
「中之条町農業担い手受入協議会」（群馬県吾妻郡中之条町）
- 7月1日 ・（公財）日本農林漁業振興会会長宛に「大臣選賞事例」の報告
- 7月26日 ・農林水産祭中央審査委員会「第1回むらづくり分科会」の開催
農政局からプレゼン：地方参事官
（全国各ブロックの最優良事例から、天皇杯等三賞候補を選定）
「稲倉の棚田保全委員会」（長野県上田市）
「株式会社Mt.ファームわかとち」（新潟県小千谷市）
「下集落支援事業委員会」（京都府南丹市）
- 【むらづくり分科会による現地調査（8月23日、8月26日、8月30日）】
稲倉の棚田保全委員会は8月26日

- 9月12日 ・農林水産祭中央審査委員会「第2回むらづくり分科会」の開催
 (三賞事例(案)の決定)
 「稲倉の棚田保全委員会」【天皇杯】
 「下集落支援事業委員会」【内閣総理大臣賞】
 「株式会社Mt.ファームわかとち」【会長賞】
- 10月5日 ・天皇杯等三賞受賞事例の公表(本省)
 ・農林水産大臣賞及び関東農政局長賞の受賞事例の公表(関東局)
- 11月9日 ・豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰式・事例発表
- 11月23日 ・農林水産祭式典(明治神宮会館)の開催
 天皇杯(稲倉の棚田保全委員会)等の授与
- 12月8日 ・第3回審査会の開催【Web会議(一部委員は農政局会議室)】
 令和4年度全国表彰事業の結果(総括)
 関東農政局むらづくり審査会申し合わせの改正
 令和5年度に向けた対応方針、スケジュール等
- 12月14日 ・令和5年度豊かなむらづくり全国表彰事業に関する都県担当者打合せの開催【Web会議】
 令和4年度全国表彰事業の結果(総括)
 令和5年度に向けた対応方針、スケジュール等

2. 関東農政局むらづくり審査会委員(50音順)

氏名	所属・役職名
いわ 岩 田 た かず ひこ 彦	全国農業協同組合連合会 耕種総合対策部次長
さい 齋 藤 とつ い ツ 子	さいたま農村女性アドバイザーネットワーク響
さか 阪 上 うえ ひろ 裕 き 基	株式会社 日本農業新聞編集局 農政経済部長
せき 関 岡 おか はる 東 お 生	東京農業大学 地域環境科学部 教授
なか 中 原 はら なお 尚 とも 知	東京海洋大学 学術研究院 海洋政策文化学部門 教授
はし 橋 口 ぐち たく 卓 や 也	明治大学 農学部 教授(審査会会長)
ほし 星 野 の とも 智 こ 子	一般社団法人 環境パートナーシップ会議 副代表理事

農 林 水 産 祭 開 催 要 綱

制 定：昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達
一部改正：昭和49年8月29日付け49総第456号
"：昭和53年10月5日付け53総第880号
"：昭和54年9月26日付け54総第812号
"：昭和57年7月20日付け57総第373号
"：昭和62年8月31日付け62総第358号
"：平成25年8月29日付け25総第68号農林水産事務次官依命通知
"：平成27年6月23日付け27総第10号
"：平成29年5月19日付け29文第43号

第1 趣 旨

毎年11月23日の勤労感謝の日を中心として、全国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図るため国民的な祭典としての「農林水産祭」を行う。

第2 実施主体

農林水産祭は、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会の共催とする。

第3 協 賛

農林水産祭は、都道府県、農林水産団体その他農林水産祭の開催の趣旨に賛同する団体の協賛を得て実施する。

第4 行 事

1. 農林水産祭式典及び関連行事

農林水産祭は、過去ながきにわたる収穫感謝の趣旨を継承し、農林水産業関係の各種の催しの集約点として11月23日を中心とし、農林水産祭式典、農林水産物展示会、農林水産展及び資材展、技術研究発表会、消費者啓発行事等を集中的に行うものとする。

(1) 農林水産祭式典

農林水産祭式典においては、一般式典行事と併せて天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与並びに農林水産大臣賞の授与又は受賞の発表を行う。

(2) 農林水産物展示会

農林水産物展示会においては、極力その独創性を発揮した各都道府県の農林水産業の紹介、農林水産物の展示及び即売を行う。

また、各種農林水産団体による農林水産物の展示、啓発及び即売を行う。

(3) 農林水産展及び資材展

農林水産物の生産及び流通の過程、技術の進歩、近代化の現状等についてPRを行うとともに、肥料、農薬、農機具等生産資材の展示会を開催する。

(4) 技術研究発表会

農林水産技術の優秀なる研究についての発表検討会を行う。

(5) 消費者啓発行事

農林水産業の現状とその振興の必要性について、消費者の認識を深めるため、農林水産業の現地体験、生産者との交流等を行う。

2. 農林水産祭参加行事

都道府県、農林水産諸団体等が主催する県単位以上の品評会、共進会等の表彰行事であって主催者が希望し、かつ、適当と認められるものについては、これを農林水産祭参加の表彰行事として体系づけるものとし、その表彰行事において農林水産大臣賞を授与することとなるものについての農林水産大臣賞の受賞の発表等を農林水産祭の際に行うものとする。

3. 表 彰

(1) 農林水産祭における表彰は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営及びむらづくりの7部門並びに女性の活躍について行う。

(2) 農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産及び多角化経営の6部門についての表彰は、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与されたもののうち、部門別の優秀なものについて天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与を行う。

(3) むらづくり部門の表彰は、都道府県知事から推薦されたむらづくりの事例のうち、優秀なものについて天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞及び農林水産大臣賞の授与を行う。

(4) 女性の活躍の表彰は、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与されたもののうち、部門にかかわらず優秀なものについて内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与を行う。

(5) 表彰の基準については、外観の偏重を排し、性質、内容が優れ広く社会の賞讃に値するものであることを要件とするが、審査等については別に定める要領による。

第5 開催期日

11月23日の勤労感謝の日を中心に開催する。

第6 開催場所

東京においてできる限り統一的に行うものとする。ただし、行事の一部については場所を異にして開催することができる。

第7 経 費

国の補助金、都道府県の分担金及び協賛団体の寄附金をもって充当する。

第8 各都道府県の行事等

各都道府県及び各種農林水産団体の農林水産祭の行事は、中央の行事と連携をとりつつ行うよう指導するものとする。

附 則（昭和57年7月20日付け57総第373号）

この要綱の改正規定中第4の3の改定規定は、昭和58年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（昭和 62 年 8 月 31 日付け 62 総第 358 号）

この要綱の改正後の規定は、昭和 63 年度の表彰から適用する。

附 則（平成 25 年 8 月 29 日付け 25 総第 68 号）

1 この要綱は、平成 25 年 8 月 29 日から施行する。

2 この要綱第 2 の規定の実施主体について、平成 25 年 4 月 1 日から施行の日の前日までは、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会が共催したものとみなす。

附 則（平成 27 年 6 月 23 日付け 27 総第 10 号）

この要綱の改正後の規定は、平成 27 年 6 月 23 日から施行し、平成 27 年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日付け 29 文第 43 号）

この要綱の改正後の規定は、平成 29 年 5 月 19 日から施行し、平成 29 年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領

- 制 定：昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達
一部改正：昭和62年8月31日付け62総第358号
“：平成9年12月25日付け 9総第452号
“：平成17年7月25日付け17総第100号
“：平成25年8月29日付け25総第71号農林水産事務次官依命通知
“：平成27年6月23日付け27総第12号

第1 趣 旨

この事業は、農山漁村におけるむらづくり（以下「むらづくり」という。）の優良事例の表彰を行うとともに、あわせてその業績発表等を行うことにより、むらづくりの全国的展開を助長し、もって地域ぐるみの連帯感の醸成及びコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的とする。

第2 実施主体

この事業は、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）との共催により実施する。

第3 むらづくりの優良事例の表彰

1. 表 彰

- (1) むらづくりの優良事例の表彰は、農林水産祭の表彰行事の一部門として行う。
(2) 優良事例の表彰は、ブロックごとに次の件数の範囲内の事例につき行うものとする。

なお、その中で特に優秀なものについては、天皇杯等選賞審査対象事例として推薦するものとする。

北海道・沖縄ブロック	1	東海ブロック	1
東北ブロック	3	近畿ブロック	2
関東ブロック	3	中国・四国ブロック	3
北陸ブロック	1	九州ブロック	3

2. 選賞対象

- (1) 選賞対象となる「むらづくり」の主体は、農山漁村における集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域（例えば、集落、大字、校区、旧市町村、新市町村等の区域）を地区とする集団又は組織（以下「集団等」という。）とし、その形式は問わないものとする。ただし、コミュニティ機能の強化や新たなコミュニティの形成に資する取組と判断される場合には、市町村の区域を越える区域を地区とする集団等も含まれるものとする。
- (2) 選賞対象となる「むらづくり」の内容は、前項の集団等による農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する総合的なむらづくりとする。

3. 都道府県知事の推薦

都道府県知事は、当該都道府県内におけるむらづくりの事例のうち審査基準に該当するものであって優良と認められるもの1件を、別に定める推薦調書により、地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して振興会理事長）宛てに推薦することができる。

なお、沖縄総合事務局長は、推薦調書に意見書を添付するものとする。

4. 地方農政局における審査

(1) 地方農政局長は、3により推薦のあったむらづくり優良事例について農林水産大臣賞の選賞の対象となるべき事例の審査を行うため、農林水産業に関し学識経験を有する者から構成されるむらづくり審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

審査会は、推薦された事例について書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づき農林水産大臣賞の受賞に値する事例を決定する。

(2) 地方農政局長は、別に定めるところにより、(1)により農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例について審査報告書を添えて、振興会を通じ農林水産大臣賞状の交付申請を行うものとする。

5. 天皇杯等選賞中央審査

「むらづくり」の優良事例についての天皇杯等の選賞審査を行うため、農林水産祭中央審査委員会（以下「委員会」という。）にむらづくり分科会を設けるものとし、4により農林水産大臣賞が交付された事例（北海道及び沖縄県については3により推薦された事例）の中から、同分科会において、書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づいて、委員会総会において天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞（北海道及び沖縄県についての農林水産大臣賞を含む。）を決定する。

6. 審査基準

選賞審査に当たっては、別紙に定める基準に従い、そのむらづくりの性質、内容がすぐれ、広く社会の賞讃に値する事例を選考するものとする。なお、当該審査に当たっては、女性が活躍している事例について配慮するものとする。

第4 優良事例の業績発表等

(1) 選賞された優良事例につき業績発表を行うほか、「むらづくり」に関する学識経験者又は現地指導者によるパネルディスカッション等を行う。

(2) 選賞された優良事例につき、「むらづくり」優良事例集を作成するとともに、(1)によるパネルディスカッション等につき内容の取りまとめを行いこれらに関係機関、関係団体等に頒布して、むらづくりの普及、奨励を図る。

(別紙)豊かなむらづくり選賞審査基準

審査基準	審査基準細則例
<p>1. むらづくりのための自主的な努力と創意工夫の状況</p> <p>（むらづくりの推進に当たって、その主体である集団等が地域の困難な自然的、社会的、経済的諸条件を克服してきた自主的な努力と創意工夫の過程がすぐれていること。）</p>	<p>(1) むらづくりの推進が、その地域の自然的、社会的、経済的諸条件からみて、地域の農林漁業及び農山漁村に係る諸問題の解決のために緊要であると認められること。</p> <p>(2) これらの諸問題の解決のために、むらづくりの主体である集団等の自主的な努力と創意工夫の積み重ねのもとに、地域の特性をいかした特色あるむらづくりが進められてきていること。</p>
<p>2. むらづくりについての合意形成の状況</p> <p>（その地域の農林漁業の振興が地域の発展にとって基本的に重要であるとの認識のもとに、地域の農林漁業の振興を核とした総合的なむらづくりの推進についての幅広い合意が当該集団等の中で形成されていること。）</p>	<p>(1) むらづくりの推進についての当該集団等の合意が、中核的な農林漁家をはじめ兼業農林漁家さらに非農林漁家を含めた当該集団等の総意により形成されていること。</p> <p>(2) 当該集団等の合意に基づいて設定されたむらづくりの目標・課題が、農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくりを目指して、地域の農林漁業の振興を核とし、生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化等にわたる総合的なむらづくりを推進するものとして、設定されていること。</p> <p>(3) むらづくりの目標・課題が、長期的観点に立ち、計画性をもって設定されていること。また、財政的裏付けにも適切な配慮がなされていること。</p>
<p>3. むらづくり推進体制の整備・運営の状況</p> <p>（農林漁家を中心とし、非農林漁家を含めてむらぐるみでむらづくりを推進するための体制が整備されており、当該集団等による地域活動が長期的にも持続すると見込まれること。）</p>	<p>(1) むらづくりの推進体制が、集落を中心として、他の地域組織や機能集団との連携・協調のもとに、地域活動が円滑に推進できるように整備されていること。</p> <p>(2) 当該集団等の構成員のむらづくりへの参加が自発的意思のもとに、かつ、広範囲になされていること。</p> <p>(3) むらづくりの推進体制については、民主的なルールによる運営その他健全な運営が確保されていること。</p>

審査基準	審査基準細則例
<p>4. むらづくりの地域農林漁業の振興とその担い手の育成への寄与状況</p> <p>（むらづくり推進の結果、むらぐるみの連帯感の醸成とコミュニティ機能の強化が促進され、地域の農林漁業の振興に著しく寄与しているとともに、その担い手の育成が図られていること。）</p>	<p>(1) むらづくりの実践が、地域における農林漁業の生産力の向上、農林漁業構造の改善、生産基盤の整備、生産の組織化など地域農林漁業の振興と後継者の育成確保の面ですぐれた成果をあげていること。</p> <p>(2) また、生活環境施設の整備、安定的な就業機会の確保、生活改善活動の推進など生活条件の改善・整備、さらに世代間を含めたコミュニティ活動の強化、都市住民との交流等の面で、すぐれた成果をあげていること。</p> <p>(3) むらづくりの推進の成果として、当該集団等の構成員が農林漁業経営の改善、生活の安定・向上その他の利益を受けていること。</p>
<p>5. むらづくりの豊かで住みよい農山漁村の建設への寄与状況</p> <p>（また、地域農林漁業の振興及びその担い手の育成とあわせて、地域における生活条件の改善・整備、うるおいのある人間関係の確立その他豊かで住みよい農山漁村の建設に著しく寄与していること。）</p>	<p>(4) 当該むらづくりが、普及性があり、周辺地域のむらづくりの模範とするに足るものであること。</p>

附 則（平成18年7月25日付け17総第100号）

この要領の改正後の規定は、平成18年度から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第71号）

1 この要領は、平成25年8月29日から施行する。

2 この要領第2の規定の実施主体について、平成25年4月1日から施行の日の前日までは、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会との共催により実施したものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第12号）

この要領の改正後の規定は、平成27年6月23日から施行し、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

農林水産祭むらづくり部門 選賞審査概要図

都道府県知事の推薦

- ◆各都府県(沖縄県を除く)は、優良と認められるむらづくりの事例1件を地方農政局長宛てに推薦することができる。
- ◆北海道は直接、沖縄県は沖縄総合事務局長を経由して(公財)日本農林漁業振興会理事長宛てに推薦することができる。

注:()内の数字は、各局等管内において推薦できる件数(最大)

北海道 沖縄 (2)	東北局 管内 (6)	関東局 管内 (10)	北陸局 管内 (4)	東海局 管内 (3)	近畿局 管内 (6)	中四局 管内 (9)	九州局 管内 (7)
------------------	------------------	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

各地方農政局むらづくり審査会

- ◆都府県の推薦事例について書類審査、現地調査を実施
- ①各ブロック(農政局)ごとに割り当てられている件数の範囲内で農林水産大臣賞を決定
- ②各ブロック(農政局)ごとに決定された農林水産大臣賞の中から最優良事例1件を決定

注:[]内の数字は、各農政局ごとに割り当てられている農林水産大臣賞の件数。

①(農林水産大臣賞受賞事例の決定)

東北局 管内 【3】	関東局 管内 【3】	北陸局 管内 【1】	東海局 管内 【1】	近畿局 管内 【2】	中四局 管内 【3】	九州局 管内 【3】
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

②(最優良事例の決定)

東北局 管内 1	関東局 管内 1	北陸局 管内 1	東海局 管内 1	近畿局 管内 1	中四局 管内 1	九州局 管内 1
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

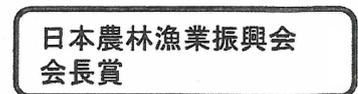
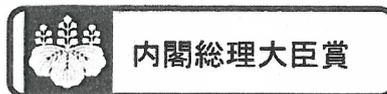
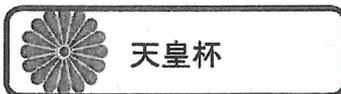
農林水産祭中央審査委員会

むらづくり分科会

- ◆北海道・沖縄ブロックの推薦事例を審査し、農林水産大臣賞候補(1件)を決定
- ◆各ブロック(農政局)ごとに決定された最優良事例(各1件)及び北海道・沖縄ブロックの農林水産大臣賞候補(1件)の中から、天皇杯等三賞候補となる事例(3件)を選定
- ◆天皇杯等三賞候補の事例(3件)の現地調査を行い、天皇杯等三賞候補の分科会案を決定

中央審査委員会第2回総会

- ◆北海道・沖縄ブロックの農林水産大臣賞(1件)を決定
- ◆天皇杯等三賞(天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞):各1件)を決定



都府県

地方農政局

農林水産本省

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について

- 制 定：昭和62年8月31日付け62総第405号農林水産大臣官房長通達
一部改正：平成8年9月12日付け8総第459号
"：平成9年12月25日付け9総第453号
"：平成17年7月25日付け17総第101号
"：平成25年8月29日付け25総第72号農林水産大臣官房長通知
"：平成27年6月23日付け27総第13号
"：平成30年7月31日付け30文第84号
"：令和元年5月9日付け31文第45号
"：令和4年6月28日付け4文第19号

1. 都道府県知事の推薦

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領（昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達。以下「要領」という。）第3の3の都道府県知事の推薦は、北海道及び沖縄県にあっては毎年度7月1日までに、その他の都府県にあっては地方農政局長が指定する期日までに、別紙様式1により行う。

なお、推薦に当たっては、農業、林業及び水産業の関係部課等において連絡調整を図ることとする。

2. むらづくり審査会

要領第3の4の(1)のむらづくり審査会を地方農政局長が設けるに当たっては、次の事項について特に留意するとともに、あらかじめ関係森林管理局、漁業調整事務所等と十分連絡調整を行う。

(1) むらづくり審査会の構成は、むらづくりについて生産面のみではなく、生活等多様な観点から審査を行うことができるよう特に配慮する。

また、公平・中立性を確保するとともに、農林水産業に直接関係する者以外の者も極力含めるよう特に配慮する。

(2) 林業、林家若しくは山村又は漁業、漁家若しくは漁村につき学識経験を有する者をむらづくり審査会の構成員に含める。

3. 選賞審査

選賞審査に当たっては、次の事項について特に留意する。

(1) むらづくりの内容

むらづくりの内容については、従来、「農家」や「農業」を中心としたむらづくりを推進した例が極めて多い状況にあるが、農山漁村地域の活性化を図ることが特に重要となっていることから、次のようなむらづくりについて特に配慮する。

ア. 特に、生産組織の育成、利用権の集積等による生産性の向上、農業の担い手の育成確保といった農業面での課題への取組に加え、非農家を含めた地域住民の合意による土地・水利用秩序の維持・形成、集落の居住環境・景観の整備、歴史・民俗文化の継

承、高齢者の生きがい確保、都市との交流、女性の活躍への配慮といった課題についても積極的に取り組む個性あるむらづくり。

イ．林業若しくは林家又は漁業若しくは漁家を中心とし、又はこれらを含めたむらづくり。

なお、過去の過程及び現状のみならず、今後の継続性、発展性にも審査の重点を置くように配慮する。

(2) 地域的な広がり

むらづくりの地域的な広がりについては、「集落」の推薦事例がかなりの比重を占めているが、全国各地で「集落」単位のむらづくりの優良事例が既に輩出しており、他方、これからはより広い地域の中で、土地利用の調整や生産の組織化、さらには、生活面での充実が求められていることから、数集落単位あるいは大字や旧市町村など集落を超える広がりについて、特に配慮する。

(3) 過去において推薦されたことがあるむらづくりの取扱い

過去において推薦されたことのあるむらづくりの事例（その際に天皇杯を受賞したものを除く。）のうち、その後において、前回推薦時と比べて著しく取組内容が発展している事例については、再度推薦することができる。

(4) 市町村が主体となっている事例の取扱い

本事業が、地域住民による自主的なむらづくり活動を表彰するものであることから、市町村が主体となっている事例については、表彰の対象としない。

(5) 農協等が主体となっている事例の取扱い

農協、森組、漁協等の協同組合組織がむらづくりの主体となっている事例については、地域住民による自主的なむらづくり活動としての性格を有する限り、表彰の対象とすることができる。

(6) 無名地区の扱い

有名地区と無名地区とが同列であった場合は、本事業の趣旨から無名地区を優先することが望ましい。

4．地方農政局からの選賞審査報告等

(1) 要領第3の4の(2)の審査報告書は、別紙様式2により毎年度7月1日までに提出する。

(2) 要領第3の4の(2)の農林水産大臣賞状の交付申請は、審査報告書の提出とあわせて、別紙様式3により行う。

(3) 地方農政局長は、農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例に対し、農林水産大臣賞状の交付を行う。

なお、沖縄県の推薦事例が農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された場合は、沖縄総合事務局長は農林水産大臣賞状の交付を行う。

附 則（平成17年7月25日付け17総第101号）

この運用の改正は、平成18年度の表彰から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第72号）

1 この通知は、平成25年8月29日から施行する。

2 この通知の施行日前に提出された農林水産大臣賞選賞審査報告書については、公益財団法人日本農林漁業振興会に対し提出されたものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第13号）

この通知の改正後の規定は、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成30年7月31日付け30文第84号）

この通知は、平成30年7月31日から施行し、平成31年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（令和元年5月9日付け31文第45号）

1 この通知は、令和元年5月9日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年6月28日付け4文第19号）

この通知の改正後の規定は、令和5年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

関東農政局むらづくり審査会運営規程

昭和63年7月5日付け63関企第19号関東農政局長通知
(最終改正 令和3年8月25日付け3関振第1489号)

(趣旨)

第1条 豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領(昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通知(以下「要領」という。))第3の4の(1)の規定に基づき、むらづくりの優良事例の選賞審査を行うため、関東農政局に関東農政局むらづくり審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査会の構成)

第2条 審査会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、農林水産業に関し学識経験を有する者のうちから、関東農政局長が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。

(審査会委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱された委員が任期途中で辞任した場合にあっては、後任の委員を委嘱するものとし、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。ただし、10年を超える期間継続して任命しない。

(審査会の運営)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(選賞審査)

第5条 審査会は、要領第3の4の(1)の規定に基づき、都県から推薦された事例について、要領第6の別紙に定める選賞審査基準に従い書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づき農林水産大臣賞の受賞に値する事例を決定する。

- 2 農林水産大臣賞の受賞に値する事例は、要領第3の1の(2)に規定している3事例以内とし、その中から最優良事例を決定する。

3 審査会は、農林水産大臣賞の受賞に値するに至らなかった事例のうち、優良な事例については、関東農政局長賞を選考することができる。

(表彰の実施)

第6条 関東農政局長は、第5条の3により、関東農政局長賞に選考された事例に対し表彰を実施するものとし、関東農政局長賞状の授与により行う。

(会務の処理)

第7条 審査会の庶務は、関東農政局農村振興部農村計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

豊かなむらづくり全国表彰事業受賞状況一覧表

(1) 関東農政局管内(1/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
茨 城 県	○緒川村 千田集落	○出島村 新生集落	水海道市 五郎兵衛新 田集落	大子町 佐真本郷集 落	協和町 下星谷集落	日立市 黒川西を住 みよくなる会	波崎町 仲新田集落	旭村 冷水集落
栃 木 県	大田原市 吉際生産組合	真岡市 西沼集落	宇都宮市 篠井地区村 づくり推進協 議会	鹿沼市 南摩地域む らづくり推進委 員会	●○黒磯市 黒磯市新し いむらづくり 推進員会議	塩谷町 沼倉農用地 利用改善組 合	○上河内村 上河内村豊 かなむらづ くり推進協 議会	西方村 西方村豊かな むらづくり推 進協議会
群 馬 県	伊勢崎市 波志江地区生 活環境整備推 進協議会	○川場村 中野集落	○尾島町 大館集落	○利根村 多那集落	川場村 天神集落	○前橋市 東大室町自 治会	高崎市 大八木町環 境浄化推進 協議会	東村(佐) 上田むらづ くり重点集 落推進議 会
埼 玉 県	○本庄市 沼和田生活近 代化集団	東松山市 野本村づ くり協議会	○妻沼町 八木田集落	富士見市 東大久保集 落農業推進 協議会	大里村 大里村生活 改善クラブひ まわり会	吉田町 上吉田高齢 者生産活動 協議会	所沢市 神米金集落 農業推進協 議会	○鴻巣市 寺田・道永・川 面健康づ くり推 進協議会
千 葉 県	光町 篠原集落	栄町 興津集落	関宿町 岡田集落	○飯岡町 上永井集落	印西町 宮内集落	○東庄町 橘地区集落 代表者の会 連絡会	八日市場市 城下集落	鴨川市 東集落
東 京 都	—	秋川市 秋川市村づ くり推進協 議会	日の出町 細尾報徳地 区	五日市町 養沢農業セ ンター	八王子市 恩方農林漁 業関係団体 連合会	—	—	—
神 奈 川 県	平塚市 岡崎地区健康 で明るい村づ くり推進協 議会	山北町 清水地区明 るい村づ くり推 進協議会	綾瀬市 早川地区明 るい町づ くり推 進協議会	—	厚木市 明るい住み よい上落合 をつくる会	平塚市 住みよい城 島をつくる会	横須賀市 津久井地区 再編農業構 造改善事業 推進協議会	○伊勢原市 伊勢原市畜産 会
山 梨 県	○中道町 七党営農組合	○白州町 白州農林業 振興会	小淵沢町 宮久保集落	八代町 増田集落	○八田村 八田村む らづくり推 進班	勝沼町 勝沼町果樹 振興会	○牧丘町 坂上集落新 しい村づ くり振 興協議会	三珠町 大塚新しいむ らづくり推 進委員 会
長 野 県	木島平村 木島平農村総 合整備推進委 員会	喬木村 富田集落	◎○川上村 梓山集落	○駒ヶ根市 辻沢集落	三郷村 住吉村づ くり推 進協議会	○山形村 山形村む らづくり推 進協 議会	豊丘村 堀越地区	○塩尻市 片丘地区ふる さとづ くり推 進委員 会
静 岡 県	掛川市 和田岡地区振 興協議会	岡部町 玉取集落	○大須賀町 西大淵集落	三ヶ日町 日比沢集落	○長泉町 長泉町北部地 区むらづ くり推 進協議会	浅羽町 浅羽町大野 地区	○引佐町 渋川地区豊 かな村づ くり推 進協議会	土肥町 土肥町ふるさ との森づ くり推 進議 会

(2) 全 国

天 皇 杯	愛媛県伊方町	鹿児島県屋 久町	長野県川上 村	岩手県滝沢 村	山形県小国 町	大分県玖珠 町	島根県益田 市	愛知県一宮市
内閣総理大臣賞	秋田県森吉町	岡山県落合 町	鳥取県北条 町	愛知県田原 町	栃木県黒磯 市	青森県平賀 町	岩手県山形 村	長崎県新魚目 町
(財)日本農林 漁業振興会 会長賞	—	—	—	—	—	—	—	—
農林水産大臣賞	14	15	17	17	15	17	17	16
事例地区数	41	44	42	45	44	44	44	44

(3) 選 賞 方 法(「以下同じ」)

- ①昭和54年から昭和62年までは、天皇杯・内閣総理大臣賞・農林水産大臣賞は、農林水産祭中央審査会において決定。
- ②昭和63年以降、農林水産大臣賞は地方農政局むらづくり審査会において決定。天皇杯・内閣総理大臣賞・(財)日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)は、各地方農政局むらづくり審査会で決定された農林水産大臣賞の中から農林水産祭中央審査会において決定。

(1) 関東農政局管内(2/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
茨 城 県	●○八千代町八千代町コミュニティー推進協議会	美和村美和村むらおこし実行委員会	里美村里川地区豊かなむらづくり推進会	笠間市大池田を豊かなふる里にする会	つくば市境松を明るくする会	水海道市中部交流センター運営委員会	真壁町上谷貝北部集落評議委員会	瓜連町瓜連町農産加工利用組合
栃 木 県	大平町西山かかしの里推進協議会	○宇都宮市上金井・上横倉地区づくり推進協議会	○石橋町上古山むらづくり推進協議会	○喜連川町小郷野むらづくり推進協議会	○葛生町葛生町仙波地区むらづくり推進委員会	○馬頭町久那瀬自治会	●○大田原市琵琶池村づくり推進協議会	○那須町狸久保むらづくり推進協議会
群 馬 県	○粕川村粕川村地域農政推進協議会	太田市西田島むらづくり推進協議会	赤城村赤城村樽むらづくり推進協議会	○桐生市梅田むらづくり推進協議会	○富士見村富士見村横室むらづくり推進協議会	新治村新治村東峰須川地区	東村箱島名水とほたるの里づくり推進委員会	利根村平川集落営農推進協議会
埼 玉 県	○久喜市豊かで住みよい地域づくりの会	江南町江南町農村婦人健康教室	朝霞市根岸台住みよい環境づくりの会	○日高町高萩南部地域明るいむらづくり推進協議会	横瀬町芦ヶ久保観光果樹組合	○吉田町秩父龍勢農園村	○寄居町日本の里風布館管理委員会	○川越市中福組合
千 葉 県	丸山町真野区	酒々井町酒々井町朝市出店者組合	—	光町篠本三区	富浦町富浦町枇杷振興協議会	君津市大野台農業振興研究会	野栄町栄宮農組合	大網白里町朝市組合
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	小田原市小田原市梅研究会	津久井町石神生産組合	山北町三保地域振興会	海老名市海老名市大谷自治会	鎌倉市鎌倉市農業協同組合壮年部	藤沢市藤沢市農業経営士協議会	藤野町竹の子の里づくり実行委員会	松田町寄自然休養村運営協議会
山 梨 県	上野原町用竹尾続地区住みよい集落づくり推進協議会	○境川村原むらづくり振興会	○韮崎市上今井農業振興会	南部町佐野地区むらづくり推進協議会	○塩山市北牛奥集落	○八代町奈良原農業振興協議会	○増穂町穂積を育てる会	河口湖町大石野菜出荷協議会
長 野 県	佐久市常田区	○長谷村長谷村村づくり委員会	飯田市大原地区	飯山市太田南部活性化推進組合	北御杖村御牧原北部地区	富士見町乙事農業農村活性化推進協議会	池田町坂下ハーブ研究会	●○立科町西塩沢農村整備促進委員会
静 岡 県	中伊豆町中国野菜づくり推進会	袋井市袋井市三川地区コミュニティー活動推進協議会	◎○天竜市熊地区活性化推進協議会	中川根町中川根町特産品振興会	島田市太平溪流魚養殖組合	天城湯ヶ島町天城湯ヶ島町村おこし実行委員会	静岡市同心会	浜松市庄内おかみさん会

(2) 全 国

天 皇 杯	山形県寒河江市	宮崎県諸塚村	静岡県天竜市	鹿児島県頰娃町	長崎県瑞穂町	鹿児島県和泊町	岩手県金ヶ崎町	鹿児島県枕崎市
内閣総理大臣賞	茨城県八千代町	滋賀県秦荘町	山形県大江町	鳥取県倉吉市	愛知県安城市	岐阜県加子母村	栃木県大田原市	長野県立科町
(財)日本農林漁業振興会会長賞	—	岩手県住田町	徳島県海南町	福井県和泉村	岩手県大野村	新潟県小木町	熊本県不知火町	徳島県鴨島町
農林水産大臣賞	17	17	16	16	17	16	17	16
事例地区数	45	42	43	43	42	41	41	42

(1) 関東農政局管内(3/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
茨 城 県	○美浦村 茂呂集落	笠間市 関戸農村集 落センター	関城町 関城町西保 末集落	—	—	—	水戸市 山根地区緑 の村推進協 議会	—
栃 木 県	○馬頭町 小口地区豊 かなむらづ くり会	●○栗山村 土呂部地区 水芭蕉の郷 づくり推進 委員会	○益子町 松本むらづ くり推進協 議会	○粟野町 永野むらづ くり21特産 振興会	○真岡市 西沼むらづ くり推進会	○塩原町 アグリパル協 議会	○烏山町 興野むらづ くり推進委 員会	岩舟町 小野寺むら づくり推進 委員会
群 馬 県	太田市 古戸朝市実 行委員会	板倉町 板倉町むら づくり特産 加工組合	大間々町 小平の里づ くり委員会	藤岡市 桐山地区む らづくり推 進協議会	—	—	—	—
埼 玉 県	○毛呂山町 特産の里推 進協議会	○寄居町 寄居町生活 改善クラブ	名栗村 なぐり特産 協議会	都幾川村 いこいの里 大附管理運 営委員会	秩父市 大田営農推 進協議会	大和町 道の駅「童 謡のふる里 おとね」推 進協議会	—	○鶴ヶ島市 高倉ふるさ とづくりの 会
千 葉 県	小見川町 岡飯田地区	八千代市 尾崎集落	○銚子市 豊岡農村婦 人の家運営 協議会	○君津市 清和観光農 園組合	和和田町 上区自治会 (くすのき王 国)	—	—	—
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	—	—	川崎市 久末生産組 合	—	秦野市 千村若竹振 興組合	—	◇○横浜市 舞岡ふるさ と村推進協 議会	—
山 梨 県	甲府市 小曲自治会	○須玉町 黒森区	小菅村 小菅村10 0%こすげ 塾	—	○河口湖町 河口湖プ ルーベリー 生産組合	○小淵沢町 食と健康を 考える会	○三富村 三富村農業 経営者会議	○鵜沢町 鹿島根っ子 の会
長 野 県	栄村 小滝集落	伊那市 新山農家組 合	小諸市 大杭むらお こし推進委 員会	○南信濃村 八重河内地 区住みよい むらづくり 推進協議会	○堀金村 旬の味ほり がな物産セ ンター組合	○山口村 山口村農産 物等直売組 合	松川町 信州松川く だもの観光 協議会	○駒ヶ根市 駒ヶ根市上 在地区営農 組合
静 岡 県	大須賀町 有限会社サ ンファーム	下田市 ふるさと活 性化事業世 話人会	○森町 天方地区体 験の里振興 会	春野町 勝坂神楽の 里管理組合	富士宮市 富士ミルク ランド部会	藤枝市 瀬戸谷生き 生きフォー ラム	—	—

(2) 全 国

天 皇 杯	山口県三隅 町	和歌山県田 辺市	佐賀県伊万 里市	鹿児島県出 水市	秋田県山本 郡峰浜村	鹿児島大島 郡知名町	山口県山口 市	山形県西村 山郡西川町
内閣総理大臣賞	福岡県前原 市	栃木県栗山 村	新潟県津南 町	京都府亀岡 市西別院町	奈良県生駒 郡三郷町	秋田県男鹿 市	福岡県八女 郡星野村	熊本県玉名 郡三加和町
(財)日本農 林漁業振興 会会長賞	和歌山県か つらぎ町	鹿児島県知 覧町	鳥取県鳥取 市	青森県北津 軽郡金木町	佐賀県佐賀 市西与賀町	京都府中郡 大宮町	神奈川県横 浜市	広島県庄原 市一木町
農林水産大臣賞	17	17	17	16	16	16	16	16
事例地区数	41	45	39	36	37	34	34	35

(1)関東農政局管内(4/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇ 日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
茨 城 県	—	—	—	—	—	—	—	—
栃 木 県	○茂木町 烏生田地区 むらづくり協 議会	鹿沼市 加蘇地区む らづくり推進 協議会野尻 直売所	○那須町 東山道伊王 野ふるさと物 産センター組 合	○野木町 矢畑むらづく り組合	○壬生町 下稲葉営農 集団	○鹿沼市 中・入粟野 むらづくり 推進協議会	佐野市 作原地区む らづくり推進 協議会	○宇都宮市 逆面エコ・ア グリの里
群 馬 県	—	—	—	—	○六合村 JAあがつ ま花卉生産 部会六合村 支部	○渋川市 行幸田地域 営農推進協 議会	—	みなかみ町 小川里山の 会
埼 玉 県	美里町 猪俣フワー クラブ	羽生市 三田ヶ谷米ク ラブ	秩父市 秩父市荒川 そば生産組 合	蓮田市 農事組合法 人 駒崎転作 組合	深谷市 有限会社あ けとファー マーズマー ケット	熊谷市 こうなん農産 加工倶楽部	○秩父市 布里田中の 地域資源を 保全する会	◎○小川町 下里農地・ 水・環境保全 向上対策委 員会
千 葉 県	○千葉市 富田自治会	—	—	—	—	—	南房総市 たのくろ里山 保存会	—
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	津久井町 鳥屋農林産 物・特産物生 産販売組合	—	—	○南足柄市 あしがら花紀 行千津島地 区実行委員 会	—	—	—	—
山 梨 県	○南アルプス 市 あやめの里 特産品加工 組合	○早川町 南アルプス山 ぶどう生産組 合	○中央市 豊富村農産 物等搬入運 営委員会	—	北杜市 白州道の駅 利用組合	—	—	○中央市 農事組合法 人た・から
長 野 県	—	○飯田市 柿野沢区	○飯山市 福島棚田保 存会「棚田の 里 三部」	長野市 坂中集落	上松町 上松町特産 品開発セン ター利用組合	—	○信濃町 高沢集落	大鹿村 楽姓クラブW AZO
静 岡 県	—	●○島田市 農事組合法 人いくみ	—	○松崎町 松崎町石部 地区棚田保 全推進委員 会	○沼津市 西浦江梨集 落	○沼津市 NPO法人 戸田塩の会	○南伊豆町 南伊豆町農 業振興会	浜松市 地域の農業 を考える会

(2)全 国

天 皇 杯	岩手県遠野市	大分県安心院町	沖縄県中頭郡読谷村	大分県豊後高田市	徳島県海部郡美波町	新潟県上越市	佐賀県小城市	埼玉県比企郡小川町
内閣総理大臣賞	岐阜県郡上郡明宝村	静岡県島田市	高知県幡豆郡十和村	和歌山県日高郡印南町	和歌山県東牟婁郡古座川町	秋田県仙北市	沖縄県糸満市	愛媛県西予市
(財)日本農林漁業振興会会長賞	岡山県新見市	岩手県盛岡市	福岡県福津市	秋田県横手市	福岡県糸島郡二丈町	佐賀県伊万里市	島根県雲南市	大分県佐伯市
農林水産大臣賞	16	16	17	16	17	16	17	17
事例地区数	35	35	31	31	38	32	32	32

(1) 関東農政局管内(5/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇ 日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
茨 城 県	—	—	—	—	つくばみらい市 NPO法人古 瀬の自然と文 化を守る会	—	常陸大宮市 大賀地域活 性化協議会	—
栃 木 県	○茂木町 棚田の郷か ぶと	○小山市 絹ふれあいの郷交流推 進組合	○市貝町 観音山梅の 里づくり協議 会	◎栃木市 NPO法人太 平山南山麓 友の会	○栃木市 大柿地区グ リーンツーリ ズム推進協議会	○那須町 なすとらん倶 楽部	茂木町 農事組合法 人 そばの里 まぎの	◎鹿沼市 板荷畑いつく し美会
群 馬 県	—	—	—	—	—	—	嬭恋村 鎌原地区活 性化協議会	みなかみ町 特定非営利 活動法人 奥利根水源 地域ネット ワーク
埼 玉 県	—	○皆野町 金沢たたらの 里を愛する会	秩父市 栃谷ふるさと づくりの会	—	◎○三芳町 三芳町川越い も振興会	—	○小鹿野町 長若自然休 養村連絡協 議会	東秩父村中山 間地域事業上 ノ貝戸集落協 定会「大内沢 花桃の郷」
千 葉 県	—	—	—	佐倉市 生谷環境保 全・瑞穂会	鴨川市 鴨川市農業 体験交流協会	○木更津市 木更津市観 光ブルーベ リー園協議会	—	—
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	—	—	—	—	—	—	—	○小田原市 美しい久野里 地里山協議 会
山 梨 県	—	甲府市 帯那地域活 性化推進協 議会	○笛吹市 農事組合法 人八代町農産物 直売所グリーン ファーム八代	○富士川町 平林活性化 組合	—	上野原市 上野原市新 鮮野菜生産 者の会 談合 坂SA「やさい 村」部会	—	○甲府市 一般社団法 人中道農産 物加工直売 組合
長 野 県	○木曾町 三岳農産加 工施設みた けグルメ工房 組合	—	○小布施町 風の会	—	○高山村 高山ワインぶ どう研究会	生坂村 草尾柿組合	○伊那市 農事組合法 人 山室	—
静 岡 県	○静岡市 NPO法人フ ロンティア清 沢	●○掛川市 NPO法人とう もんの会	浜松市 特定非営利 活動法人は まなこ里海の 会	○島田市 企業組合くれ ば	—	○伊豆市 農事組合法 人 伊豆月ヶ 瀬梅組合	○川根本町 NPO法人 かわね来風	—

(2) 全 国

天 皇 杯	岩手県遠野市	岩手県二戸市	宮崎県えびの市	青森県弘前市	埼玉県入間郡三芳町	愛媛県西予市	鹿児島県大島郡宇検村	岩手県一関市
内閣総理大臣賞	石川県能登町	静岡県掛川市	富山県射水市	宮崎県高鍋町	山口県萩市	鹿児島県垂水市	愛媛県喜多郡内子町	岐阜県加茂郡白川町
(財)日本農林漁業振興会会長賞	鹿児島県さつま町	鹿児島県西之表市	三重県松阪市	岐阜県郡上市	奈良県天理市	青森県下北郡風間浦村	福島県二本松市	鹿児島県薩摩郡さつま町
農林水産大臣賞	16	16	16	16	17	17	16	16
事例地区数	30	30	28	30	31	31	30	27

(1)関東農政局管内(6/6)

都 県 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
茨 城 県	○茨城町 ひろうら田舎 暮らし体験 推進協議会	—	—	—
栃 木 県	○那珂川町 小砂village 協議会	小山市 特定非営利 活動法人 げんきフォー ラム桑	○茂木町 さかがわ協 議会	○佐野市 閑援隊
群 馬 県	—	○川場村 富士山集落 活性化協議 会	みどり市 特定非営利 活動法人鹿 田山環境保 全ネットワ ーク	中之条町 中之条町農 業担い手受 入協議会
埼 玉 県	伊奈町 忠次プロジェ クト推進協議 会	—	○熊谷市 農事組合法 人小原営農	—
千 葉 県	—	南房総市 平群ツーリス ム協議会	○鴨川市 特定非営利 活動法人大 山千枚田保 存会	—
東 京 都	—	—	—	—
神 奈 川 県	—	—	—	—
山 梨 県	—	○大月市 特定非営利 活動法人 おおつきエコ ビレッジ	—	—
長 野 県	○長野市 平生産管理 組合	—	—	◎○上田市 稲倉の棚田 保全委員会
静 岡 県	—	○菊川市 特定非営利 活動法人 せんがまち棚 田倶楽部	—	—

(2)全 国

天 皇 杯	沖縄県伊江 村	新潟県村上 市	熊本県上益 城郡山都町	長野県上田 市
内閣総理大臣賞	福井県坂井 市	宮崎県刈田 郡七ヶ宿町	福島県二本 松市	京都府南丹 市
(財)日本農 林漁業振興 会会長賞	山形県鶴岡 市	奈良県五條 市	福井県福井 市	新潟県小千 谷市
農林水産大臣賞	17	17	15	16
事例地区数	28	26	22	25

令和4年度豊かなむらづくり全国表彰事業
 関東ブロック担当者
 (令和5年3月現在)

【都県】

都県名	担当部課室名	担当者名	電話番号
茨城県	農林水産部農地局農村計画課	福嶋	029-301-4264
栃木県	農政部農村振興課	安良岡	028-623-2334
群馬県	農政部農村整備課	小笠原	027-226-3152
埼玉県	農林部農業支援課	渡辺	048-830-4047
千葉県	農林水産部農地・農村振興課	臼井	043-223-2782
東京都	農林水産部農業振興課	北岡	03-5320-4814
神奈川県	環境農政局総務室	戸田	045-210-4021
山梨県	農政部農村振興課	關本	055-223-1595
長野県	農政部農村振興課	中沢	026-235-7242
静岡県	経済産業部農業局地域農業課	中村	054-221-2626

【関東農政局】

担当課名	担当者名	電話番号
農村振興部農村計画課	柳澤 村上 西田	(代表) 048-600-0600 (内線 3409、3416) (直通) 048-740-0036、0484

